不合理な税制改正に対する特別区の主張（令和８年度版）

令和８年 10 月

特　別　区　長　会

はじめに

国が「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもとに断行してきた、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度の導入・拡大等の不合理な税制改正によって、特別区の貴重な税源が一方的に奪われています。

こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は、平成 27 年度からの累計で約 2 兆 7,000 億円を超え、令和 8 年度だけでも約 4,000 億円に上り、これは特別区で最大の人口（約 90 万人）を有する区の財政規模に相当する衝撃的な額です。

最大の影響額は法人住民税の一部国税化によるものですが、近年は、ふるさと納税制度による減収額の伸びが大きく、令和 8 年度は約 1,155 億円に達し、ここ 12 年間で累計約 6,800 億円を超えています。

地方税を国税化して再配分する手法等は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視し、地方自治の根幹を破壊するものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、地方交付税財源の法定率を引き上げるなど、国の責任において調整すべきものです。

にもかかわらず、経済財政運営と改革の基本方針 2026 では「都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和 8 年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる」とされたことに加え、一部の自治体からも更なる偏在是正を行うべきという意見が出されています。

しかし、特別区には、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な懸案が山積しています。また、長引く物価高騰は、特別区の財政にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

このような状況下で、大都市特有の行政需要を考慮せず、税収の多寡等にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は、到底容認できません。

今必要なことは、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度によることなく、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることです。

国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿であり、今後とも、特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び不合理な税制の是正を強く国に求めていきます。

目　次

1　不合理な税制改正の状況

1－1　税制改正の動向 …… - 1 -

1－2　不合理な税制改正による影響は深刻 …… - 2 -

1－3　都市部から税源が吸い上げられ続けている …… - 3 -

1－4　都市部からの更なる税源の吸い上げが検討されている …… - 4 -

2　不合理な税制改正に関する考え方

2－1　東京の地方財源が突出しているわけではない …… - 5 -

2－2　財政需要を反映せずに財源超過があるとの見方は失当 …… - 7 -

2－3　法人住民税の一部国税化は地方分権に逆行 …… - 9 -

2－4　地方消費税の清算基準は本来の趣旨に沿うべき …… -10-

2－5　ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的な見直しが必要 …… -11-

2－6　物価高騰等に伴う特別区の財政負担は大きい …… -18-

2－7　地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿 …… -19-

3　不合理な税制改正では各地域の真の発展にはつながらない …… -20-

4　特別区の現状

4－1　特別区の人口は当面増加が見込まれる …… -22-

4－2　特別区は首都の暮らしや企業活動を支えている …… -24-

5　今後も多くの財源が必要

5－1　人口動向による財政需要 …… -26-

5－2　首都直下地震などへの備えに対する財政需要…… -30-

5－3　公共施設やインフラの更新による財政需要 …… -35-

6　持続可能な行財政運営に向けて

6－1　将来需要等に対応するための基金活用 …… -38-

6－2　徹底した行財政改革の推進 …… -40-

1　不合理な税制改正の状況

1-1　税制改正の動向

平成 20 年度　◆法人事業税の暫定措置の導入

・地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の導入

（法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化し、地方法人特別譲与税として再配分）

◆ふるさと納税制度の導入

平成 26 年度　◆法人住民税の交付税原資化開始

・地方法人税の導入

（法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資に）

平成 27 年度　◆ふるさと納税制度の拡大

・ワンストップ特例制度の導入

・個人住民税特例控除額の上限引き上げ

◆地方消費税にかかる清算基準の見直し

・人口 12.5% → 15%、従業者数 12.5% → 10%等

◆法人実効税率の段階的引き下げ開始

平成 29 年度　◆地方消費税にかかる清算基準の見直し

・人口 15% → 17.5%、従業者数 10% → 7.5%等

平成 30 年度　◆地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

・人口 17.5% → 50%、従業員数 7.5% → 0%、統計基準 75% → 50%等

令和元年度　◆地方法人課税における新たな偏在是正措置の導入

・特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の導入

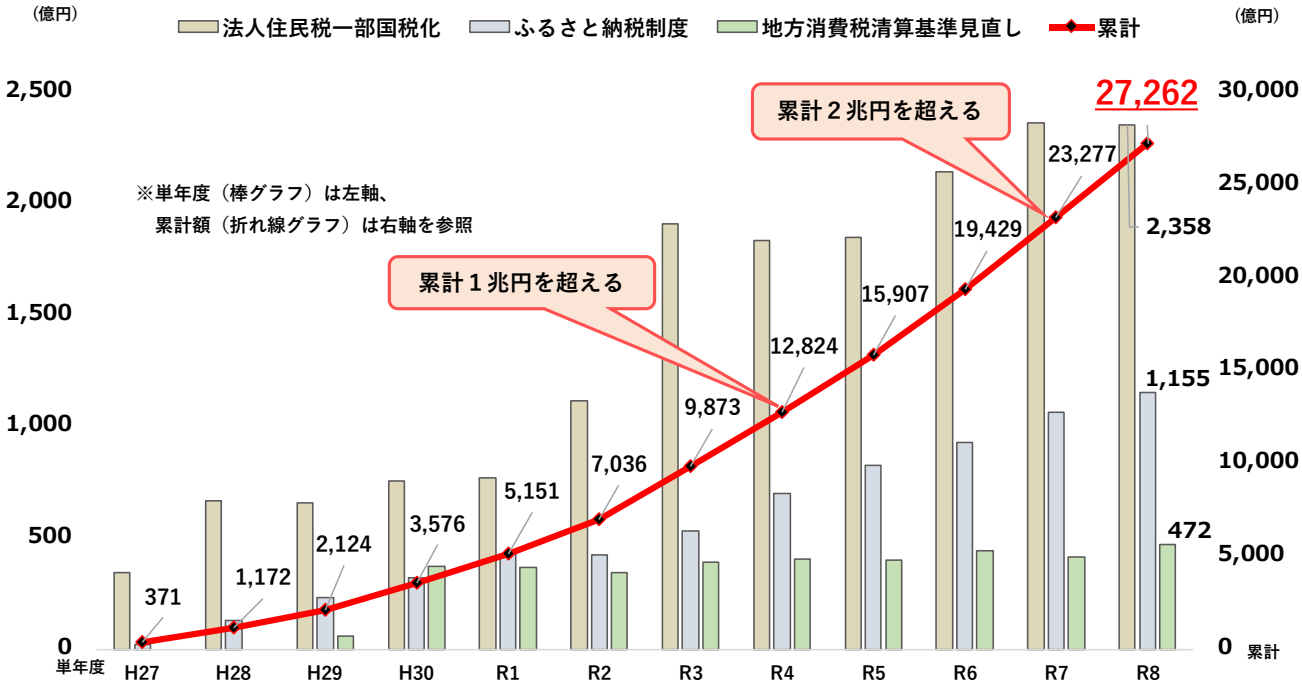
（法人事業税を一部国税化し、それを原資に都市部から地方に配分）

◆法人住民税の交付税原資化の拡大、法人事業税交付金の導入

1-2　不合理な税制改正による影響は深刻

- ✓　不合理な税制改正による特別区への影響額は、令和８年度で約 4,000 億円、平成 27 年度からの累計で約２兆 7,000 億円に上ります。
- ✓　本来であれば、区民の皆様のために使われるはずの税金が、「東京は財源に余裕がある」等の一方的な見方によって、国に奪われています。
- ✓　これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

◆　不合理な税制改正による影響額（H27～R８各年度及び累計）



※法人住民税の一部国税化による減収額は、平成 26 年度及び平成 28 年度税制改正による影響額であり、一部国税化が始まる前との比較。
　地方消費税清算基準の見直しによる減収額は、平成 29 年度及び平成 30 年度税制改正による影響額。
※令和７年度及び令和８年度の法人住民税一部国税化及び地方消費税清算基準見直しの影響額については、特別区長会事務局が試算した推計値。

◆　令和８年度減収額約 4,000 億円を換算すると

- 最大の人口（90 万人程度）を有する区の１年間の決算額
- 区民一人当たり　約４万１千円
- ごみの収集・運搬にかかる費用　23 区全体　約４年分





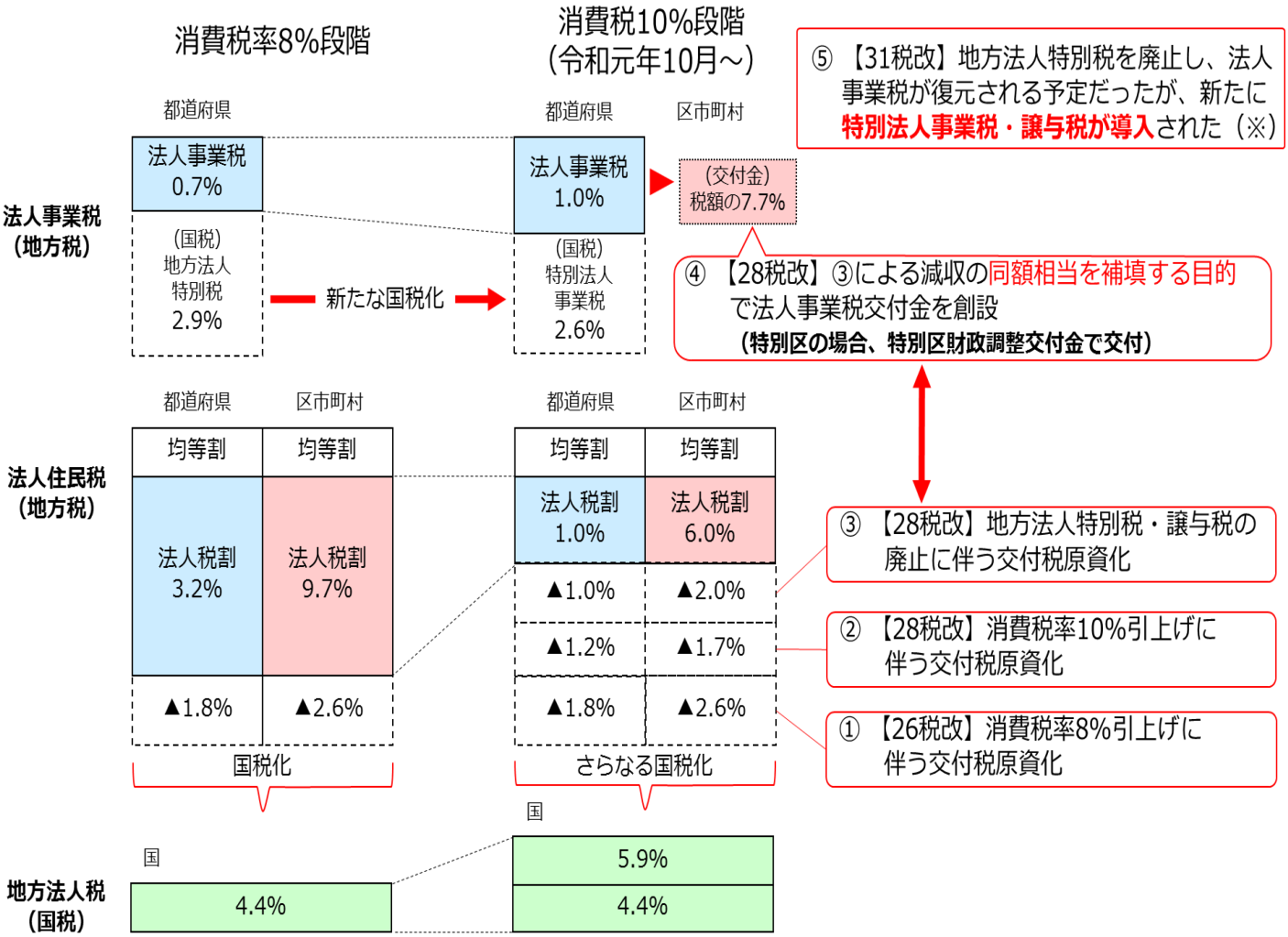


に相当し、これだけ大きな規模の額が奪われている

※人口は「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、１年間の決算額及びごみの収集・運搬にかかる費用は「令和６年度特別区決算状況」を基に作成。

1-3　都市部から税源が吸い上げられ続けている

- ✓　平成 26 年度の税制改正では、法人住民税を一部国税化し、地方交付税の原資とする制度が創設されました。
- ✓　これ以降、法人住民税の更なる国税化や法人事業税を一部国税し、それを原資に特別法人事業譲与税を創設し、都市部の法人事業税を地方に配分する税制改正が行われ、都市部から税源が吸い上げられ続けています。



※法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税の税率は、資本金１億円超の普通法人の主な税率を例示している。
特別法人事業税を原資とする特別法人事業譲与税は、地方交付税の不交付団体に対して当初算出額の 75％が交付されない仕組みとなっている。
なお、「31 税改」は平成 31 年度税制改正を表す。以下同様。

1-4　都市部からの更なる税源の吸い上げが検討されている

✓　**令和 8 年度与党税制改正大綱では、次の点について、翌年度以降の税制改正で結論を得ることが示されました。**

①法人事業税の更なる国税化（令和 9 年度に結論）

②特別区の土地に係る固定資産税への措置（令和 9 年度以降に結論）

✓　**このうち、法人事業税の一定割合は「法人事業税交付対象額」として都区財政調整交付金の原資となるため、更なる国税化は、特別区に影響を及ぼします。**

✓　**また、固定資産税は、住民税と並んで行政サービスを支える地方税の根幹を成す税であり、特別区においては、東京都が賦課徴収し、その税収の 56％は都区財政調整交付金の原資となっています。その規模は、特別区の一般財源総額の約 30％を占めており、偏在是正と称した措置が行われた場合、特別区に大きな影響を及ぼします。**

✓　**このような特別区の貴重な財源を収奪する改正は、決して看過できません。**

◆　「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明を発表

「令和 8 年度与党税制改正大綱（令和 7 年 12 月 19 日）」から抜粋

○特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る

○東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る

「「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明（令和 7 年 12 月 19 日）」 から抜粋

固定資産税は、基礎的自治体である特別区が、その地域に住み、活動する人々が日々利用する公共施設の整備や介護、福祉などの行政サービスを支える地方税の根幹を成す税です。

これらの財源を、地方税の本旨である「受益と負担」の関係を無視し、一方的に収奪することは、首都東京に住まい活動する人々を支える、行政サービスの提供に支障を生じかねないものであり、特別区として決して看過できません。

※特別区長会 HP：https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html

2　不合理な税制改正に関する考え方

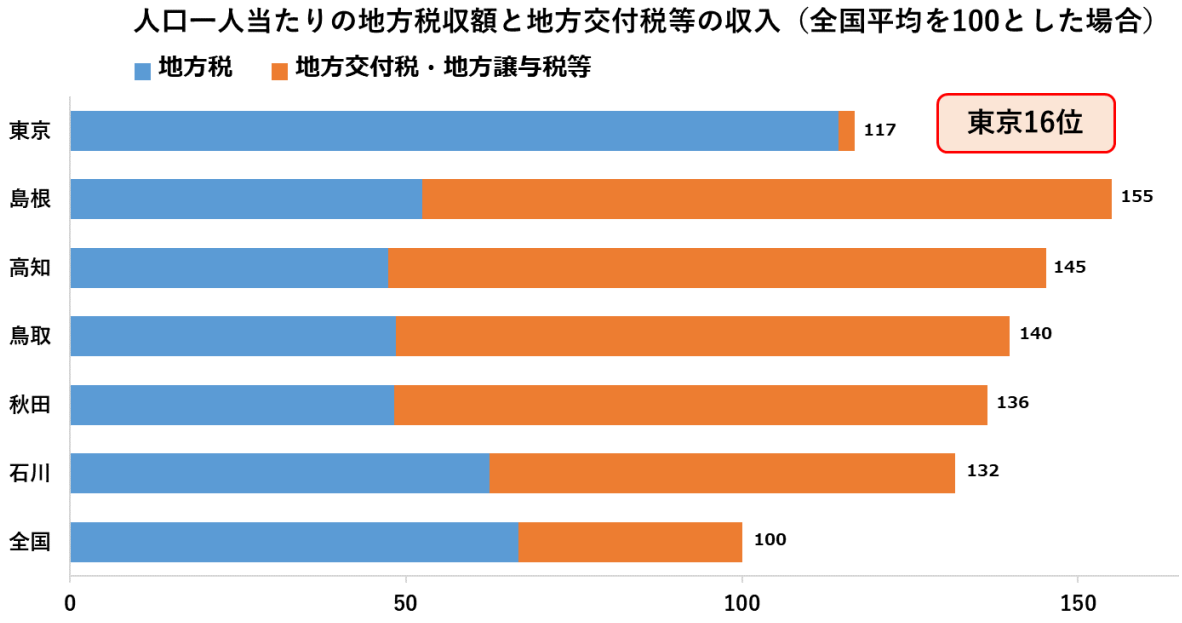
2-1　東京の地方財源が突出しているわけではない

✓　人口一人当たりの地方税収の格差を是正するため、地方税の見直しが必要との見方があります。

✓　しかし、地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、**東京が突出して多いわけではありません。**

✓　今後も膨大な財政需要への対応が不可欠な中、**東京都・特別区を狙い撃ちにした不合理な税制改正は、決して容認することはできません。**

◆　地方交付税等により地方自治体の収入は既に均衡化している



※総務省「令和８年度　地方税に関する参考係数資料」を基に作成。

✓　地方税収の多寡等の側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとして東京の税源が奪われています。

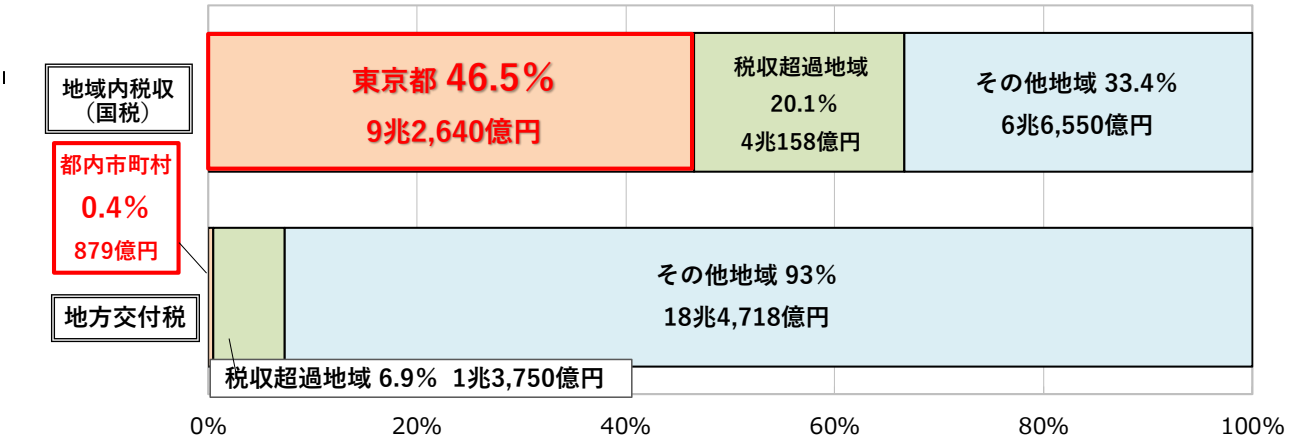
✓　しかし、自治体間の税源偏在の是正は、ナショナル・ミニマムを保障する国の責任において、国税を原資に地方交付税制度で行われています。

✓　地方交付税の原資の５割弱（約 9.3 兆円）は、東京の住民（個人、法人）が負担した税であり、すでに地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。

✓　地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整を行うべきです。

◆　東京は地方交付税原資の約 9.3 兆円（46.5%）を負担しているにもかかわらず、配分は都内市町村のみで、約 879 億円（0.4%）にすぎない

地方交付税財源の収入と配分



地域内税収＝国税のうち、所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税19.5%及び地方法人税の合計

※国税庁「令和６年度　統計年報（国税徴収　都道府県別の徴収状況）」、
総務省「令和６年度　地方財政統計年報（都道府県歳入決算・市町村歳入決算）」を基に作成。

2-2　財政需要を反映せずに財源超過があるとの見方は失当

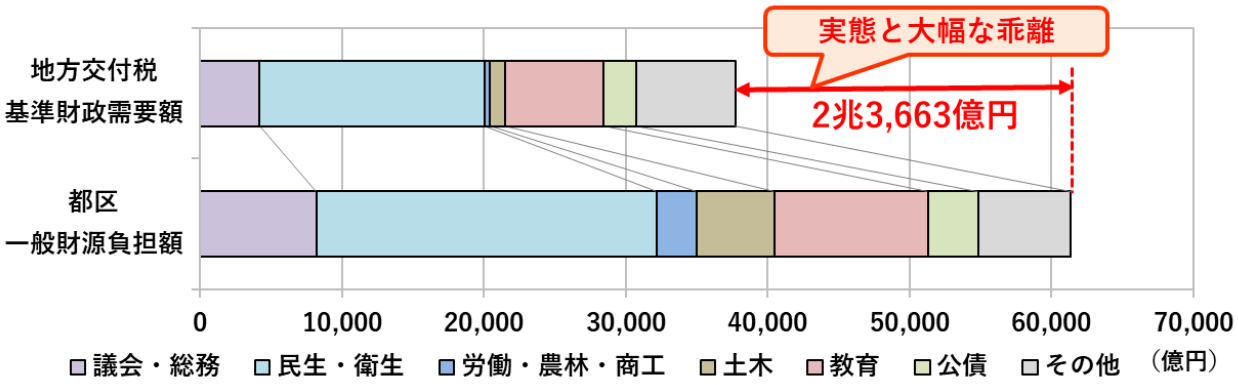
✓　地方交付税における東京（都区合算）の財源超過額をもって、財源余剰があるとの見方があります。

✓　しかし、地方交付税上の財政需要は大幅に抑制されており、**地方交付税算定上の基準財政需要額と実際の東京都及び特別区の財政需要との間には大幅な乖離**があります。

✓　地方交付税算定上の財源超過額は実態を表したものではなく、そのことをもって、財源余剰があるという見方は妥当とは言えません。

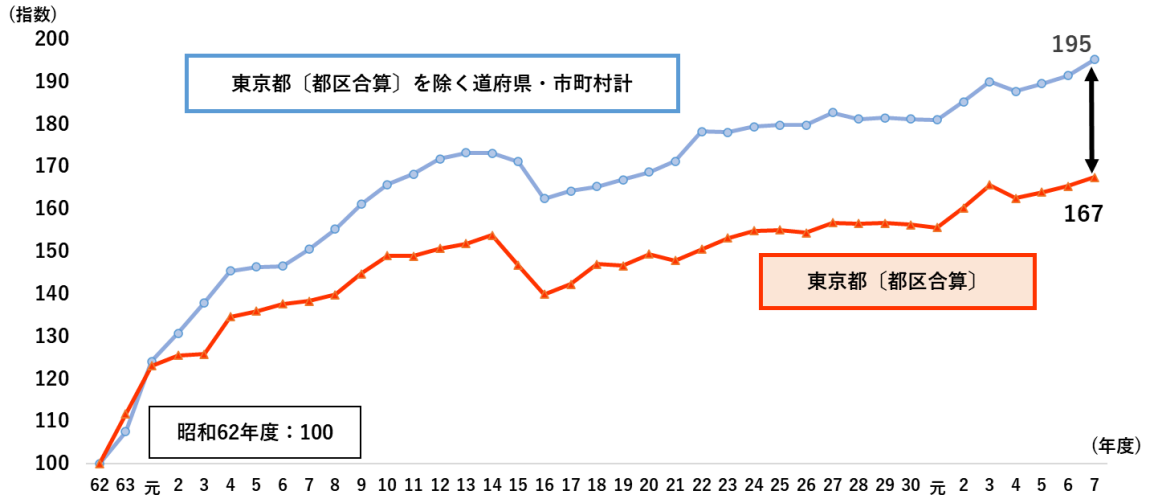
◆　地方交付税算定上の基準財政需要額と実態には大幅な乖離

基準財政需要額と実態の乖離（東京都及び特別区の合算額）



※都区一般財源負担額は、一般財源から積立金を除いたもの。
※令和６年度地方交付税算定額、東京都総務局「令和６年度特別区決算状況」及び東京都財務局「令和６年度決算の状況」を基に作成。

◆　地方交付税算定では東京都(都区合算)の財政需要は低く抑えられている



※地方財務協会「地方財政（2025 年９月号）令和７年度普通交付税の算定結果等について」、都財務局「令和７年度普通交付税の算定結果について」及び都総務局「令和７年度都区財政調整算定結果について（要旨）」を基に作成。

◆　少なくとも約 4,700 億円に及ぶ財政需要が十分に反映されていない

※ 普通態容補正(都市化の度合いに応じた算定項目)に係る費目のみ。

【事例】 昼間流入人口等に伴う財政需要は大幅に少ない人口に基づいて算定されている

□ **東京都(都区合算)の基準財政需要額は、実際の人口で計算した場合よりも、大幅に少ない人口に基づいて算定されています。**

■　基準財政需要額の計算式

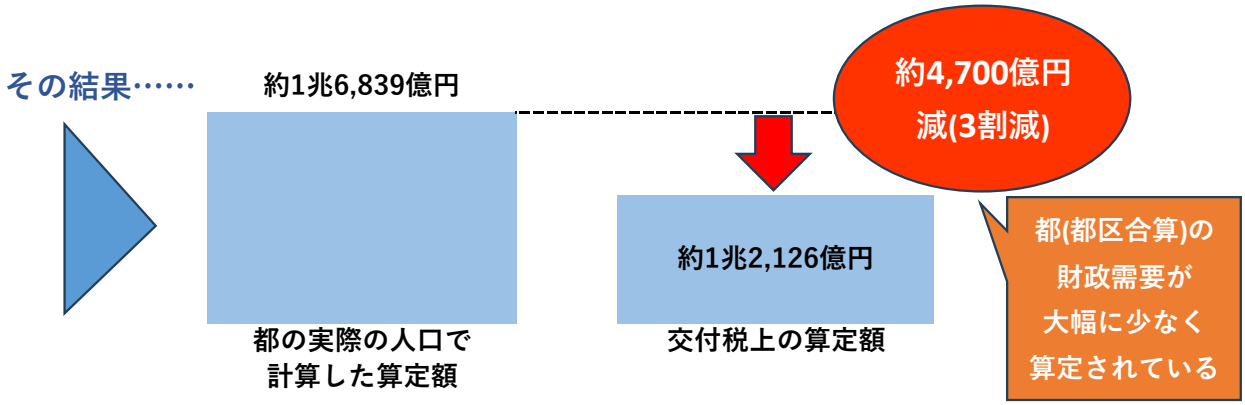
基準財政需要額は、標準団体をベースとした全国一律の単価で以下の計算式で算出

単価 (全国一律)	×	人口・職員数など	×	人口に応じた 割増率	＝	基準財政需要額

■　「人口に応じた割増率」は、都の実際の人口よりも大幅に低く抑えられている

	都の実際の人口	交付税算定上の人口	人口の乖離
昼間流入人口	304万人	72万人	232万人減
特別区人口	973万人	273万人	700万人減

（R2国勢調査人口）



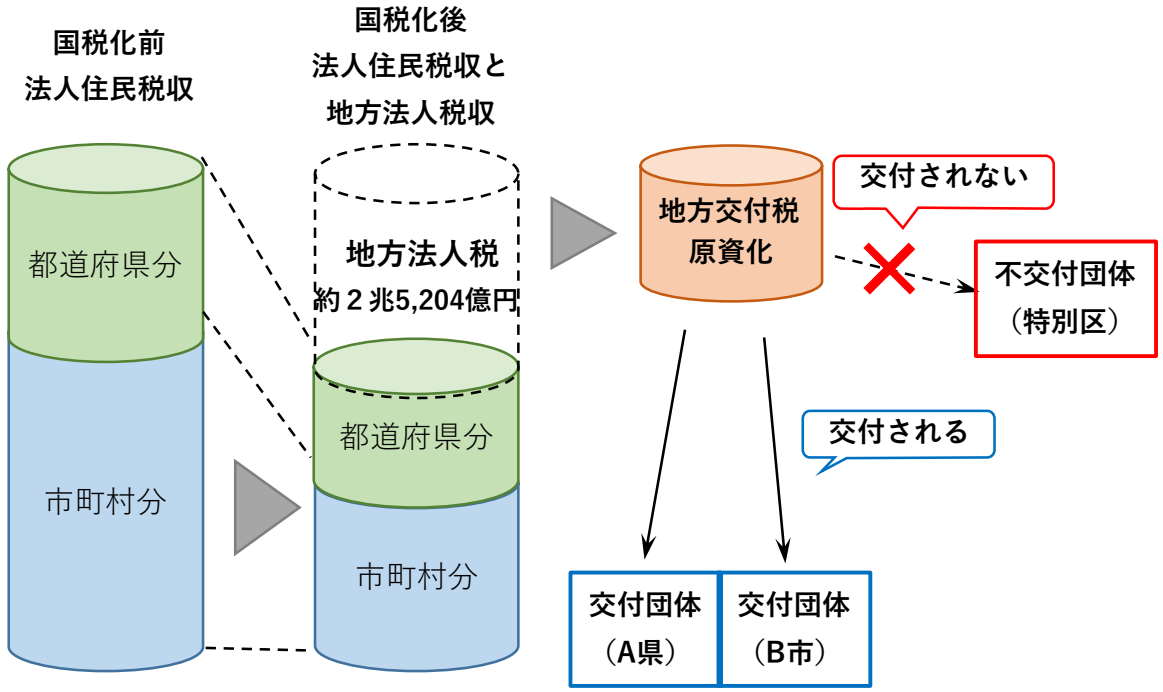
※東京都財務局「令和８年度東京都普通交付税　算定結果に対する東京都の考え方」から引用。

2-3　法人住民税の一部国税化は地方分権に逆行

✓　**法人住民税は、法人が地方自治体から受ける行政サービスの対価として負担を求めている地方自治体固有の財源です。**

✓　**法人住民税の一部国税化（地方交付税原資化）は、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則をないがしろにしています。**

◆　法人住民税の一部国税化（イメージ図）



※令和７年度決算ベース

✓　**法人住民税の一部国税化は、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行します。**

✓　**地方の財源保障は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において行うべきです。**

◆　法人住民税（法人税割）の影響額

影響見込み額（単位：億円）		令和8年度
特別区への影響額 （市町村民税分） 56％ベース　※	法人住民税法人税割の交付税原資化	▲ 2,931
	法人事業税交付金の創設	573
	合計	**▲ 2,358**

※法人住民税（市町村民税分）は都区財政調整制度の原資である調整税等の一部であり、都区共通の財源（都 44％：区 56％）
※特別区長会事務局試算

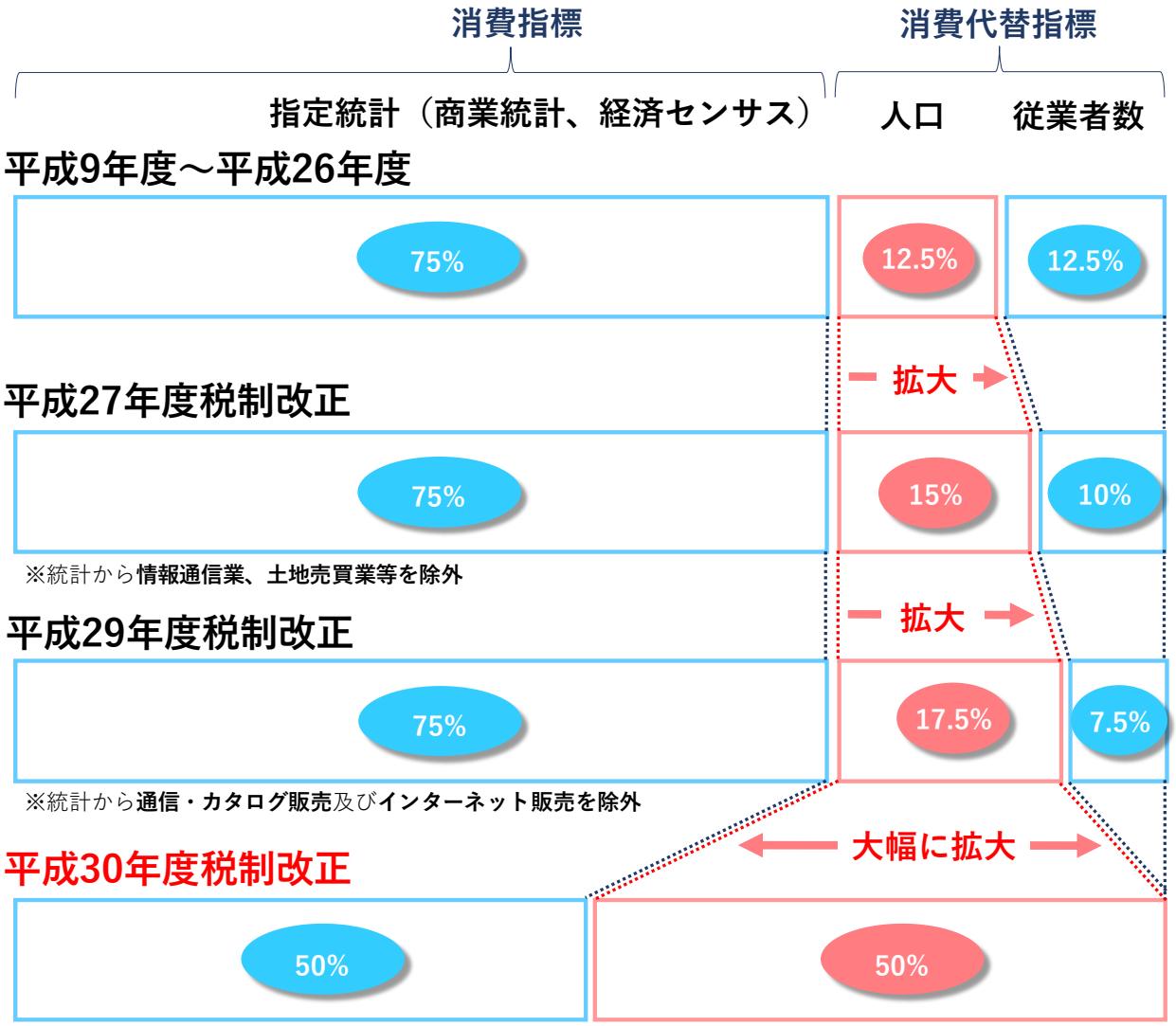
2-4　地方消費税の清算基準は本来の趣旨に沿うべき

✓　地方消費税の清算基準は、これまでの不合理な見直しに加え、平成 30 年度税制改正では、人口の比率を大幅に引き上げ、従業者数の基準数値を廃止する等が行われました。

✓　不合理な見直しの結果、消費税率引き上げに伴い、特別区の減収額は増加しています。

✓　地方消費税の清算基準については、**あくまで『税収を最終消費地に帰属させる』という本来の趣旨に沿った基準に見直すべき**です。

◆　国は明確な理由なく不合理な見直しを続けてきた

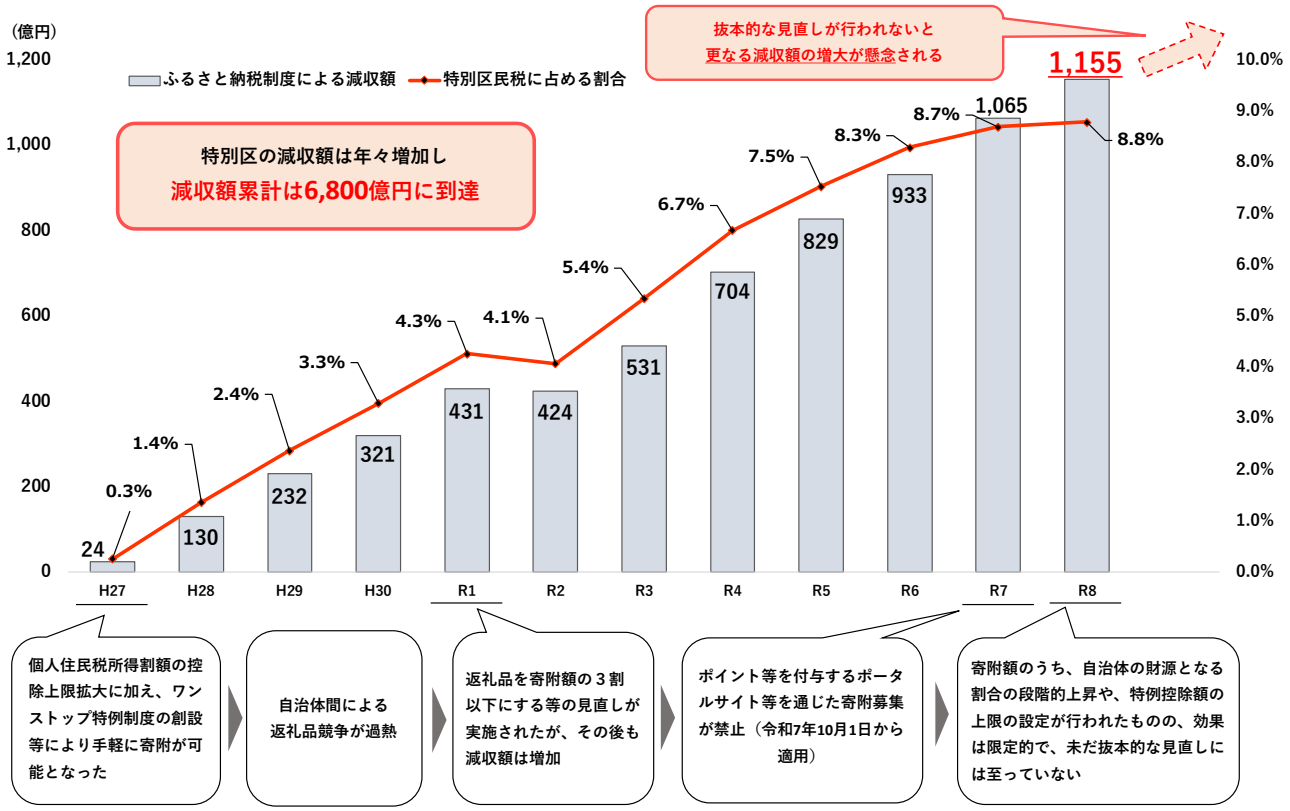


都市部のシェアが比較的高い指標である「統計」の比率を引き下げ、「従業者数」を廃止する一方、統計で把握できない部分を補う指標である「人口」の比率が大幅に引き上げられた。

2-5　ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的な見直しが必要

- ✓　令和８年度の特別区における**住民税の減収額は、特別区全体で約 1,155 億円**となり、これは**特別区民税の 10%**に迫る規模です。
- ✓　また、**平成 27 年度からの減収累計額は、6,800 億円超**に及んでいます。
- ✓　ふるさと納税制度は、地方自治体の行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合う住民税の在り方を逸脱し、**地方自治の根幹を破壊するもの**です。
- ✓　制度を巡る様々な問題に対処すべく、**廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきです。**

◆　ふるさと納税制度による減収額及び特別区民税に占める割合



※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

◆　すべての区で寄附金控除額が増加し続けている

各区におけるふるさと納税控除額の推移

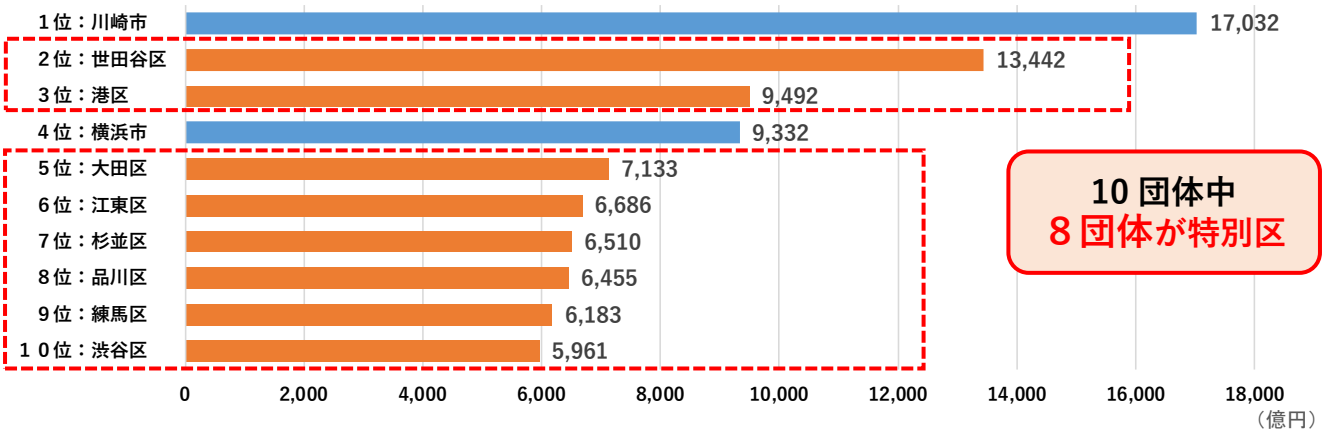
区名	平成26年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		区名
	寄附金控除額	区民税に占める割合	寄附金控除額	区民税に占める割合	寄附金控除額	区民税に占める割合	寄附金控除額	区民税に占める割合	
千代田			19.8億円	9.61%	21.9億円	10.55%	23.3億円	10.15%	千代田
中　央			38.1億円	10.81%	46.3億円	12.25%	50.0億円	11.63%	中　央
港			81.9億円	7.59%	91.1億円	9.23%	94.9億円	8.98%	港
新　宿			41.3億円	8.43%	46.6億円	8.99%	49.8億円	9.07%	新　宿
文　京			39.2億円	9.90%	43.9億円	10.40%	47.6億円	10.68%	文　京
台　東			19.3億円	8.12%	22.1億円	8.81%	24.9億円	8.85%	台　東
墨　田			21.8億円	8.07%	24.9億円	8.55%	27.9億円	8.98%	墨　田
江　東			54.0億円	9.33%	61.6億円	10.22%	66.9億円	10.49%	江　東
品　川			50.9億円	9.23%	59.6億円	10.64%	64.5億円	10.41%	品　川
目　黒			42.7億円	8.38%	48.2億円	9.56%	52.0億円	9.75%	目　黒
大　田			56.3億円	7.40%	64.7億円	8.14%	71.3億円	8.29%	大　田
世田谷	9.2億円	0.10%	110.3億円	8.36%	123.5億円	8.85%	134.4億円	8.70%	世田谷
渋　谷			49.2億円	7.68%	58.0億円	8.86%	59.6億円	8.41%	渋　谷
中　野			27.0億円	7.51%	30.6億円	8.08%	33.4億円	8.36%	中　野
杉　並			53.3億円	7.76%	59.6億円	8.32%	65.1億円	8.79%	杉　並
豊　島			26.7億円	8.14%	30.5億円	8.64%	33.0億円	8.58%	豊　島
北			23.4億円	7.65%	27.2億円	8.07%	30.6億円	8.35%	北
荒　川			14.2億円	7.76%	16.2億円	8.38%	18.4億円	8.78%	荒　川
板　橋			31.9億円	6.93%	36.1億円	7.30%	40.0億円	7.44%	板　橋
練　馬			49.9億円	7.39%	56.1億円	7.75%	61.8億円	8.15%	練　馬
足　立			28.2億円	5.92%	34.6億円	6.81%	36.7億円	6.69%	足　立
葛　飾			20.6億円	6.25%	23.7億円	6.72%	26.3億円	7.06%	葛　飾
江戸川			33.2億円	6.28%	37.8億円	6.81%	42.1億円	7.20%	江戸川
合計	9.2億円	0.10%	933.1億円	7.96%	1,064.8億円	8.74%	1,154.7億円	8.81%	
						平成26年度比⇒	125.1倍		

※平成 26 年度数値は「市町村税課税状況等の調」の結果から特別区長会事務局にて試算。
※令和 6～令和 8 年度数値は総務省　「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。
※計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しない場合がある。

◆　普通交付税による補填（控除額×75%）を考慮した場合の市町村民税控除額の順位をみると、全国の上位 10 団体中、８団体が特別区となっている

※上位 10 団体のうち、横浜市以外は普通交付税不交付団体のため補填なし

令和８年度課税における市町村民税控除額の多い 10 団体（全国市区町村）
※普通交付税による補填を考慮した場合

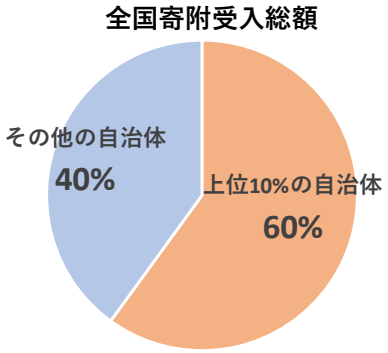


※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」及び「令和８年度 普通交付税の算定結果等」を基に作成。

◆　恩恵を受けているのは、ごく一部の自治体のみ

○　ふるさと納税の対象として指定されている全国 1,741 自治体のうち、寄附受入額が**上位 10%の自治体で、全国寄附受入総額の約 60%**を占めています。

○　特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に大きな格差が生じており、地方全体にとって有益な制度とはなっていません。



※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

◆　過熱する返礼品競争で失われる本来の趣旨

○　現在のふるさと納税制度は、返礼品ありきの制度となっており、返礼品競争が過熱してしまっています。

○　また、寄附の対価ではない別途の行為（※）であるはずの**返礼品が寄附を集める主な手段となっており、「地域を応援する」という、本来の趣旨**が失われてしまっています。

○　その上、**ポータルサイト等が寄附の募集の中心となっており、自治体は、不透明な手数料などに対し言いなりとならざるを得ない状況**にあります。

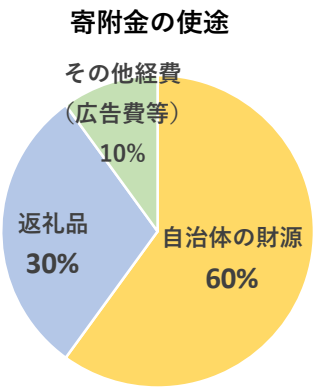
○　経済的見返りを求めないという寄附本来の趣旨に立ち返り、返礼品経費の上限を 30%から縮小すべきです。

※国地方係争処理委員会の解釈（令和元年 9 月 3 日付文書の抜粋）
寄附は経済的利益の無償の供与であり、返礼品等は、寄附の対価ではなく、寄附を受けた地方公共団体から寄附者に対する贈与である。つまり、返礼品等の提供は、寄附の対価と言えない態様で、あくまで寄附を受けた地方公共団体から寄附者に謝意を示す行為と言いうる範囲で行われることが前提となるものと考えられる。

◆　自治体が使える寄附金は一定割合に過ぎない

○　寄附金のうち、自治体の財源となる割合は段階的に増えていく予定（※）であるものの、約 40%は返礼品や広告費（サイト利用料）等の寄附を集めるための経費として使われており、寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することはできません。

※自治体の財源となる割合は、次のとおり引上が予定されている。
（R8.10：52.5%、R9.10：55%、R10.10：57.5%、R11.10：60%）



◆　減収額の一部補填は地方交付税の財源を圧迫している

○　地方交付税においては、ふるさと納税による寄附を受けた交付団体は基準財政収入額の調整がなされず、寄附収入分が純増となる一方、他自治体に対する寄附による減収があった交付団体は、地方交付税により一部が補填される仕組みとなっています。

○　令和８年度は約 5,047 億円が補填に使用され、地方交付税の財源を圧迫しています。

○　他方、不交付団体は減収分の補填が行われず、純減となっています。

○　ふるさと納税による減収額の補填は、地方固有の財源である地方交付税ではなく、国の責任において行うべきです。

※令和８年度の減収補填額は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」から特別区長会事務局にて試算。

◆　高所得者優遇の制度であり、公平性の観点から問題がある

○　所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みであり、高所得者ほど多額の返礼品を受け取ることができる歪んだ制度となっています。

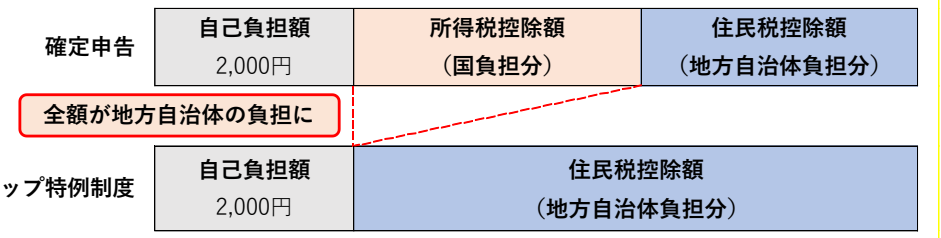
○　住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「２割」から「１割」に戻すとともに、新たに設定された特例控除額の上限について、特別区において流出が抑制される住民税額を、令和７年度寄附金控除額を基に試算した場合、約 1,065 億円に対して約 53 億円（約５％）で、効果が限定的であることから、更に引き下げるなど、制度の是正を図るべきです。

下記所得水準で上限額が設定された場合に抑制される住民税流出額				
所得水準の上限	給与収入１億円超 相当の所得水準	給与収入5,000万円超 相当の所得水準	給与収入2,000万円超 相当の所得水準	給与収入1,000万円超 相当の所得水準
抑制される住民税流出額	**53.1億円**	82.6億円	184.1億円	378.9億円
令和7年度寄附金控除額 （1,065億円）に対する割合	**5.0%**	7.8%	17.3%	35.6%

※特別区において流出が抑制される住民税額は、「令和７年度（令和６年分）寄附金控除額」から特別区長会事務局にて試算。

◆　ワンストップ特例制度は国の所得税の減収分を自治体が負担している

○　平成 27 年度から適用された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、手続きの簡素化という名目で、所得税控除分を一方的に自治体に肩代わりさせている不合理な制度です。



○　個人住民税から控除されている所得税分は、本来全額を所得税から控除すべきものであり、地方特例交付金等で国がその財源を補填すべきです。

○　また、本制度は、マイナンバー及びマイナポータルを活用した確定申告の簡素化までの間の特例的な仕組みであり、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに廃止すべきです。

◆　有識者による指摘

〇　特別区長会では、令和７年１月から３月まで、３回にわたって３人の有識者をお招きして講演会を開催しました。その中での主な意見を紹介します。

土居 丈朗 氏（慶應義塾大学 経済学部教授）

・寄附税制の全てを廃止することは困難であるが、少なくともふるさと納税は、寄附税制の趣旨に立ち返るべき。

・特別区では、納税義務者の 5%程度しかいない高所得層が全体の 40%を超える寄附金控除を受けており、減収の多くは高所得層の寄附によって生じている。

沼尾 波子 氏（東洋大学 国際学部教授）

・明らかに“受益と負担”という地方税の原則を歪めている。

・寄附金の 5 割程度が返礼品や広告費等の経費となり、地方税財源を浸食している。

池上 岳彦 氏（立教大学 経済学部教授）

・寄附受入額について地方自治体間格差が生じている。

・地方交付税による減収補塡は、本来行政サービスに充てるべき地方交付税の財源を圧迫し、実質的に将来世代へ負担を先送りすることとなり、非常に大きな問題である。

◆　「ふるさと納税制度」の廃止を含めた抜本的な見直しを国へ要望

・特別区長会、東京都、東京都市長会及び東京都町村会共同要請

「「ふるさと納税制度」に関する要望について（令和７年 12 月４日)」から抜粋

1　住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「２割」から以前の「１割」に戻すとともに、控除額に定額の上限を設けること。

2　募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「１００分の５０」から縮小を図ること。特に返礼品経費の上限については、「１００分の３０」から更なる縮小を図ること。

3　「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を地方自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

※特別区長会 HP：https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/youbou.html

・特別区長会単独要望

「令和 9 年度国の施策及び予算に関する要望書（令和 8 年 8 月 6 日)」から抜粋

1　地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化

（4）ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直し

ふるさと納税制度は、「納税者が自ら寄附先を選択することでその使われ方を考えるきっかけとなること」「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」「自治体がそれぞれの魅力発信を強化するため、地域のあり方を改めて考えるきっかけにつながること」を意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度である。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販になっている上、自治体間における寄附受入額の格差が顕著であり、地方全体にとって有益とはなっておらず、制度の意義、目的から大きくかけ離れたものとなっている。そもそも寄附とは本来、経済的な見返りを求めないものであり、その趣旨に立ち返るべきである。

加えて、本制度は、自らが居住する自治体から行政サービスの提供を受けるために必要な住民税を実質的に移転させるもので、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊していると言っても過言ではない。
現状、多くの自治体は、過熱する一方の返礼品競争に巻き込まれ、地域のあり方を改めて考える暇もなく、より多くの寄附を集めることだけに注力せざるを得ず、その対応により疲弊している。

その上、具体的な運用においても様々な問題がある。例えば、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障するための地方交付税を用いた減収額の一部補塡は、地方交付税全体の財源を圧迫しており、すべての自治体に影響を及ぼしている。その他、高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みなど、解消すべき問題は山積している。

また、有識者からも、「受益と負担という地方税の原則を歪めている」「高所得者優遇の制度であり、公平性の観点から問題がある」など本制度に対する様々な問題点が指摘されている。

このため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、当面の緊急対応として、下記事項について直ちに見直すことを強く求める。

（次ページへ続く）

① 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「２割」から以前の「１割」に戻すとともに、新たに設定された控除額の上限について、効果が限定的であることから、引き下げること。また、寄附金控除の対象額から返礼品相当分を除外し、他の寄附金税制との整合性を図ること。

② ふるさと納税による減収額の一部補塡について、地方固有の財源である地方交付税ではなく、国の責任において財源措置を行うこと。

③ ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入することにより、寄附受入額による自治体間の格差を調整すること。

④ 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに見直すこと。

⑤ 返礼品経費の上限について、「１００分の３０」から縮小を図ることで、返礼品の規制を強化し、募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「１００分の４０」から更なる縮小を図ること。

※特別区長会 HP：https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/youbou.html

◆ ふるさと納税制度に対する特別区の主張を発行

○ 特別区長会は、ふるさと納税制度が抱える問題点を区民の皆様にお伝えするため、令和８年８月６日に「ふるさと納税制度に対する特別区の主張」を発行しました。



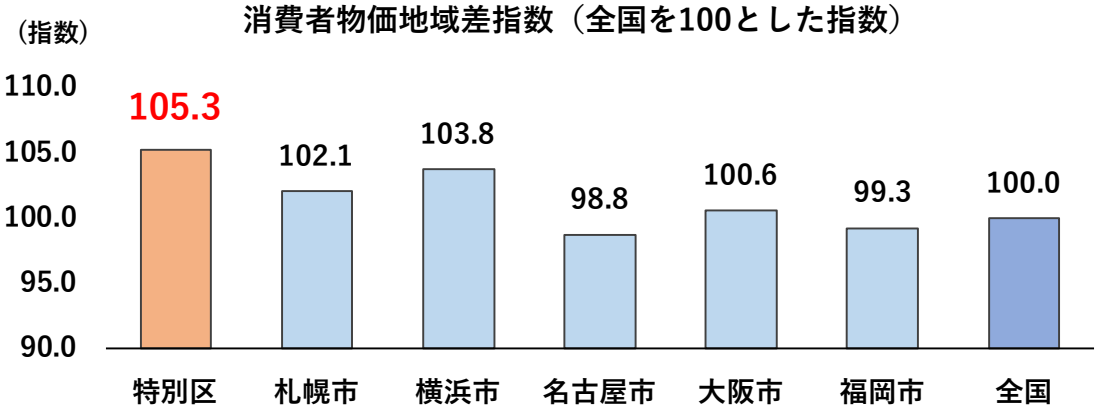
※特別区長会 HP：https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html

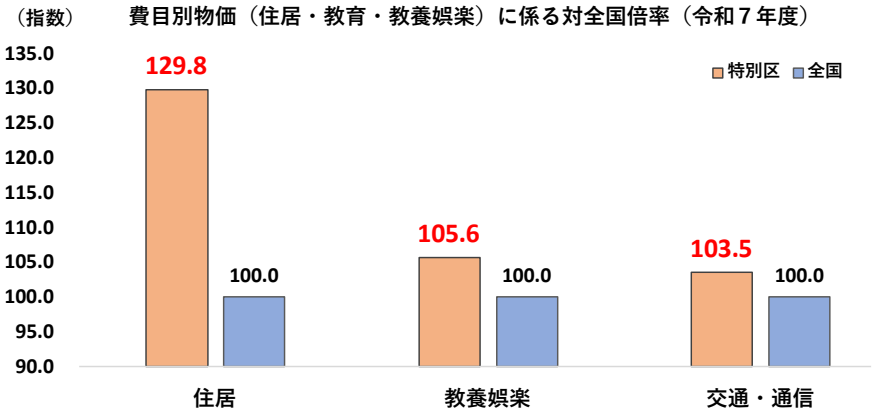
2-6　物価高騰等に伴う特別区の財政負担は大きい

✓　特別区は、人口や企業が集中しており、全国と比べて物価が高く、物価高騰は財政需要を大きく引き上げる要因となります。

✓　長引く物価高騰のほか、先行き不透明な社会情勢から、**今後も更に負担が増大する可能性**があります。

◆　特別区は、人口と企業の集中により、全国と比べて物価が高い

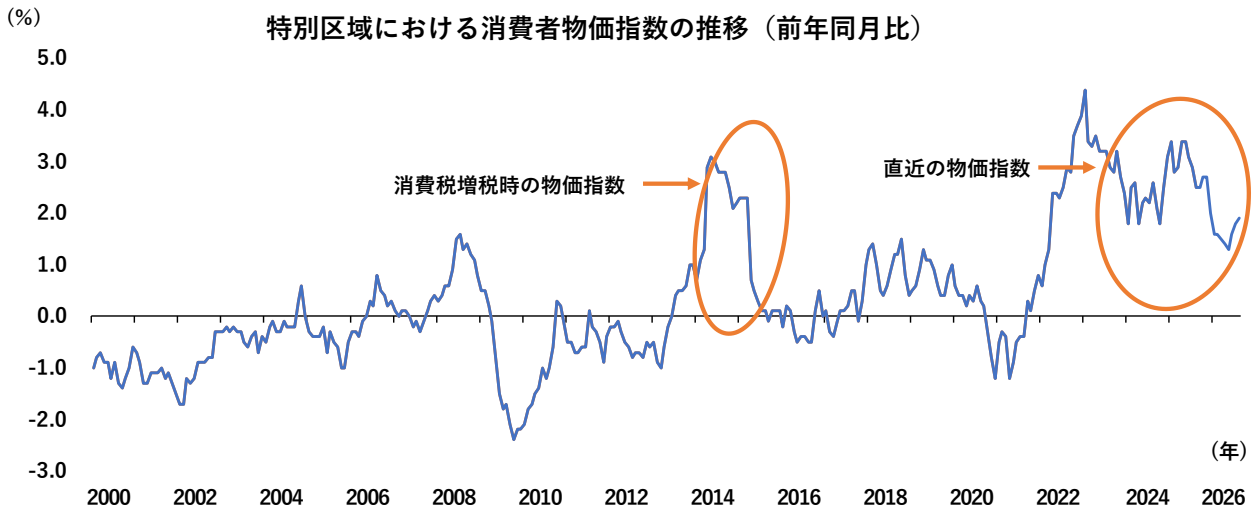




東京では、特に住居や教養娯楽、交通・通信に係る物価について全国水準を大きく上回っている。私たちの生活に直結する様々なモノ・サービスにおいて負担が増大している。

※総務省「令和７年度消費者物価地域差指数」を基に作成。

◆　消費税増税時以来の物価高騰に直面している



※総務省「2020 年基準　消費者物価指数　東京都区部　2026 年(令和 8 年)8 月分(中旬速報値)」を基に作成。

2-7　地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

✓　**今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は是正すべきです。**

✓　**国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことが地方分権の本来の姿であり、特別区長会は、今後も地方税財源の充実・確保及び不合理な税制の是正を国に求めていきます。**

◆　各地方団体も地方税財源の充実・確保を求めている

・全国知事会　「地方税財源の確保・充実等に関する提言（令和８年７月17日）」から抜粋

地方が責任を持って地方創生・地域未来戦略の推進、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくためには、2027 年度（令和９年度）においても、**増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、引き続き東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すべきである**。

・全国市長会　「都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議（令和８年６月10日）」から抜粋

都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、**基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図る**とともに、地方分権改革を推進すること。

・全国町村会　「令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（令和８年７月２日）」から抜粋

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、**地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直す**こと。

・指定都市市長会　「令和８年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和７年10月10日）」から抜粋

地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの**地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率の引上げ等、地方税財源拡充の中で**地方交付税なども含め一体的に行うこと。

3　不合理な税制改正では各地域の真の発展にはつながらない

✓　我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退等が懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。

✓　しかし、**自治体間が対立し財源を奪い合う構図を助長する不合理な税制改正は、共倒れにもなりかねない危険なものであり、本来の地方自治の姿ではありません**。

✓　特別区は、人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地域に支えられ成り立っています。**今、必要なことは、東京を含む全国の各地域が活き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長しながら、更なる共存共栄を図っていくこと**です。

✓　特別区は、全国各地域との連携を深め、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組として、**「特別区全国連携プロジェクト」を展開**しています。

◆　「特別区全国連携プロジェクト」の推進により、全国各地域との連携を深めている

公式ロゴマーク

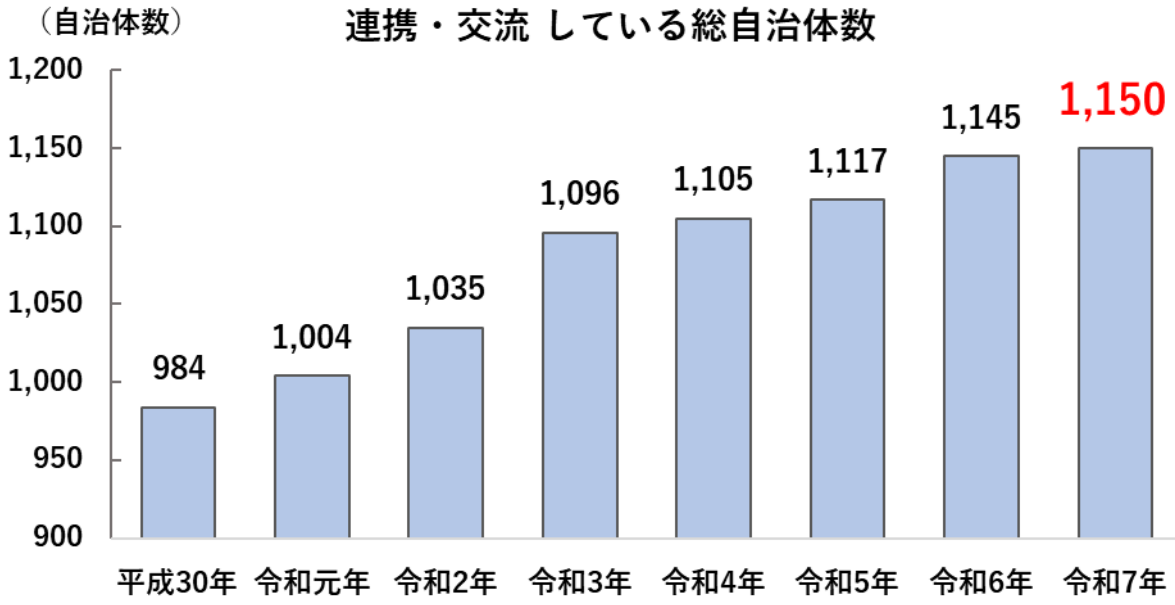


◆　全国の自治体や民間団体等と文化交流や観光物産展の開催等、様々な形で連携している

特別区と全国自治体との交流実績

23 特別区　⇔　1,150 自治体（令和 8 年 3 月 31 日時点）

※　特別区は、全国 1,771 の自治体（47 都道府県、1,724 市町村）の 6 割以上と連携
また、全国 47 都道府県内の市町村と連携



◆　特別区は様々な連携事業のほか、被災自治体に対する支援を行っている

被災自治体に対する支援実績（令和 8 年 4 月 1 日現在）

・職員派遣
- 東日本大震災　累計 7,234 名 派遣
- 平成 28 年熊本地震　累計 432 名 派遣
- 能登半島地震　累計 234 名 派遣

・災害支援金　累計 77 自治体
14 億 9,700 万円

4　特別区の現状

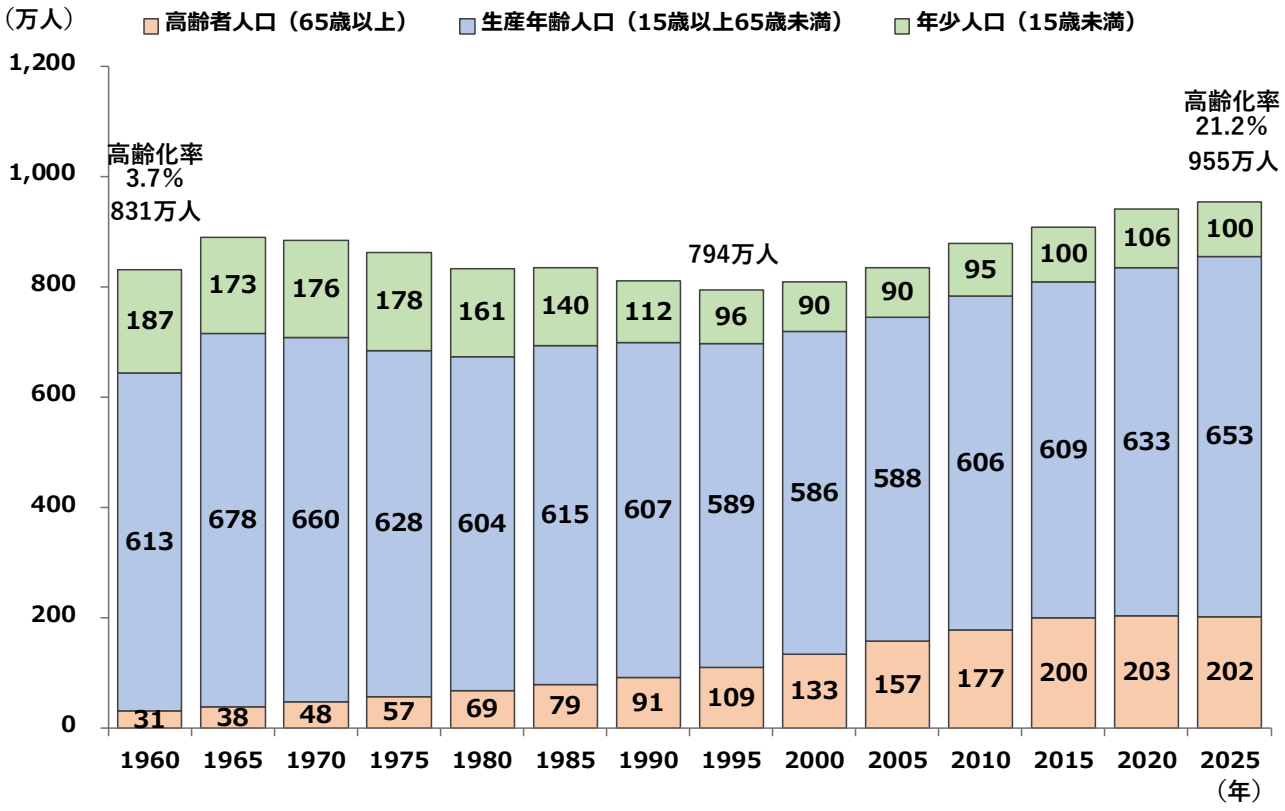
4-1　特別区の人口は当面増加が見込まれる

✓　特別区の総人口は、これまで 800 万人前後で推移してきましたが、都心回帰の影響等により、2000 年以降増加し、令和８年１月１日現在、約 995 万人となっています。

✓　日本の人口は、既に減少局面に入っていますが、特別区では 2045 年まで増加すると推計されており、同時に急激な高齢化が進行します。

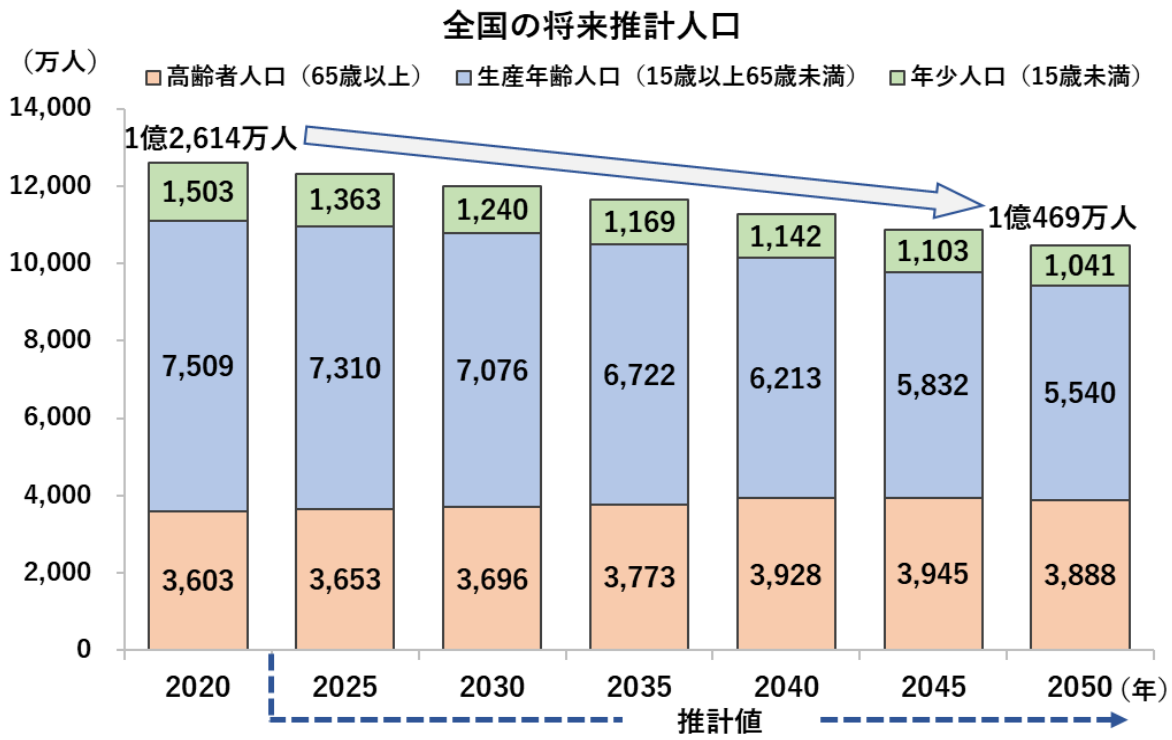
◆　都心区を中心とした高層マンション建設等に伴う都心回帰の影響により、人口が増加傾向

特別区の人口（これまでの推移）

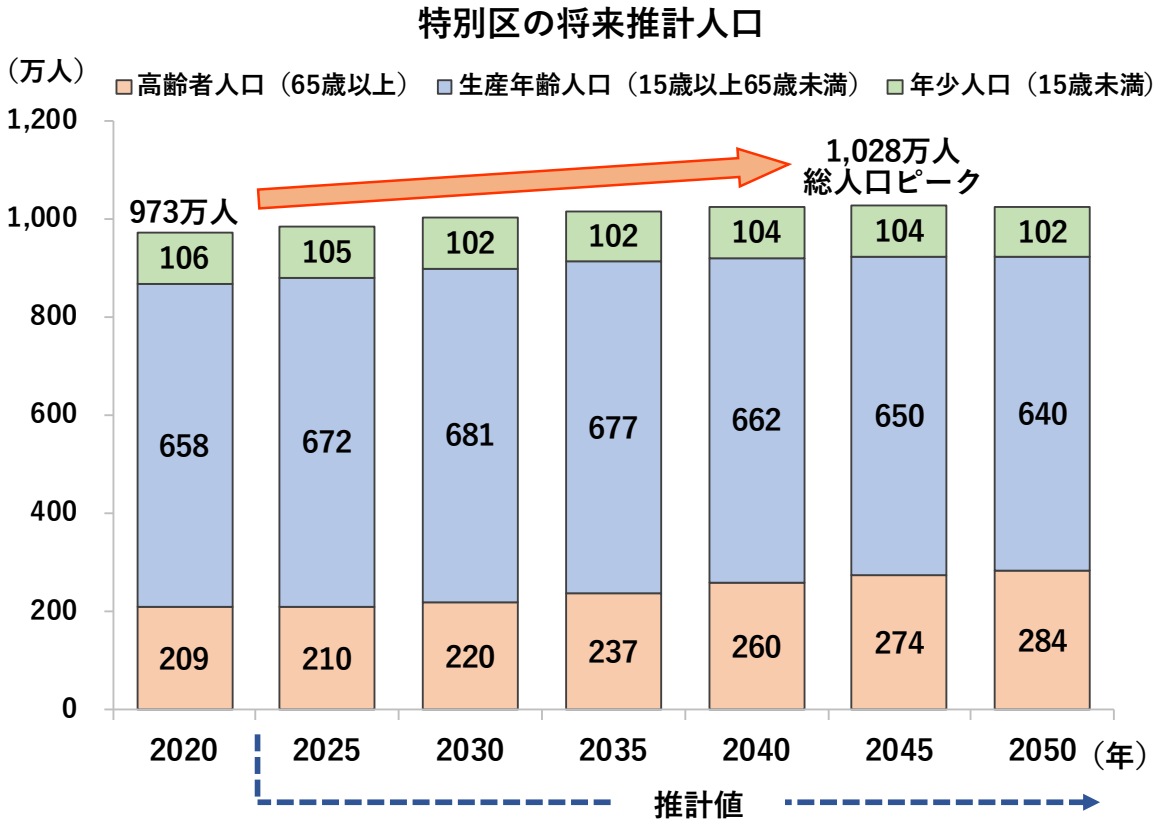


※令和７年国勢調査を基に作成。

◆ 日本の人口は既に減少局面に入り、今後、人口減少は更に加速



◆ 一方、特別区の人口は 2045 年まで増加し、同時に高齢者も急増



※全国、特別区ともに国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」を基に作成。
2020 年は令和 2 年国勢調査による実数値。

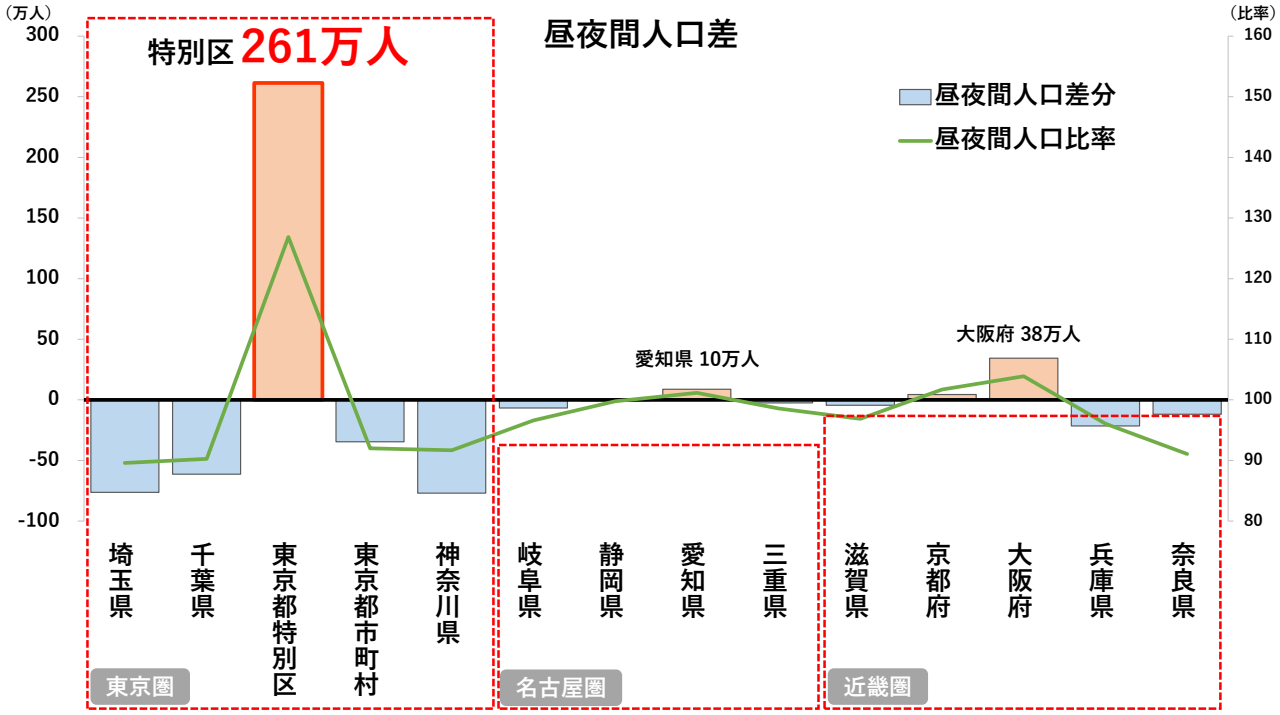
日本全体が人口減少局面に入る一方、特別区においては、
今後も人口増加や高齢化に伴う膨大な財政需要が見込まれます。

4-2　特別区は首都の暮らしや企業活動を支えている

✓　東京は、日本の首都、日本の心臓部として日本の発展に重要な役割を果たしてきました。

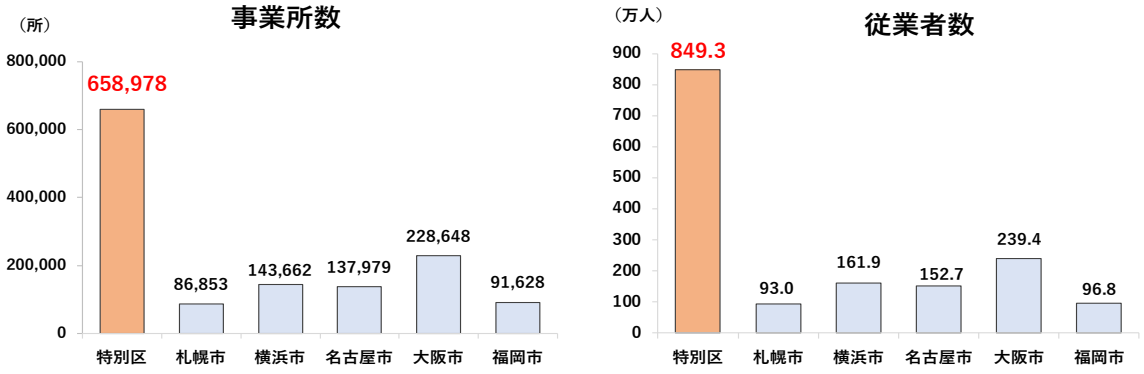
✓　その中でも、特別区の地域は、国土の 0.1%というわずかな土地に高度な集中・集積があることをメリットとして活かす一方、その集中・集積がもたらす諸問題を克服しながら、首都東京ひいては日本の社会・経済を牽引してきました。

◆　261 万人が通勤や通学で流入し、昼間人口は約 1,230 万人



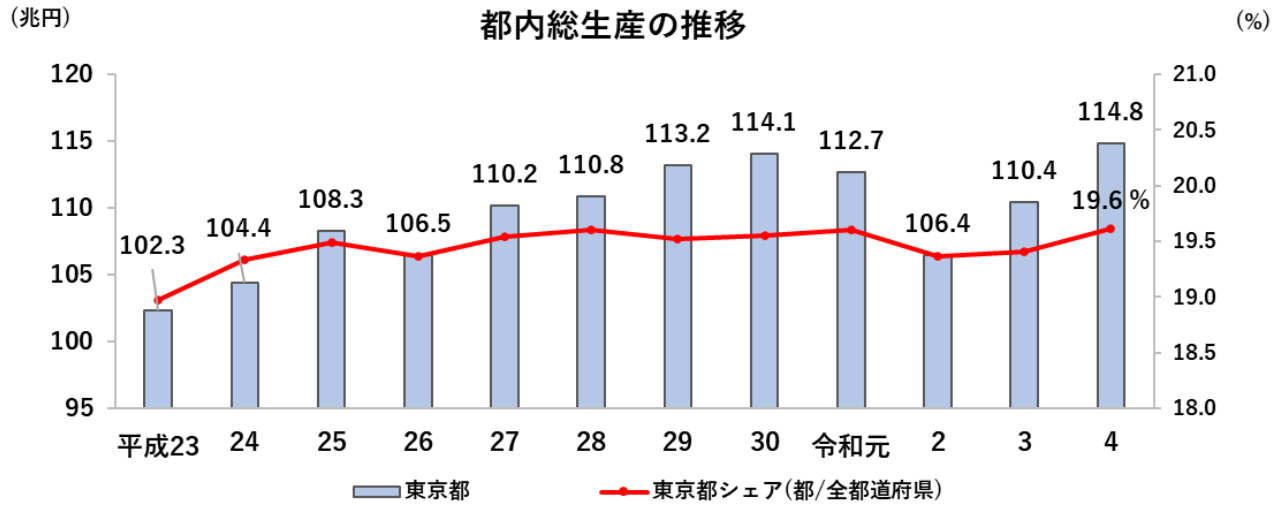
※令和２年国勢調査（従業地・通学地による人口・就業状態等集計）を基に作成。
（特別区　昼間人口 12,346,348 人、夜間人口 9,733,276 人）

◆　全国の約１割に当たる約 66 万箇所の事業所、約 850 万人の従業者が特別区に集中



※総務省・経済産業省「令和３年度経済センサス活動調査」を基に作成。

◆　都内総生産は約 115 兆円で、全都道府県の県内総生産を合計した約 585 兆円の約 20%を占める



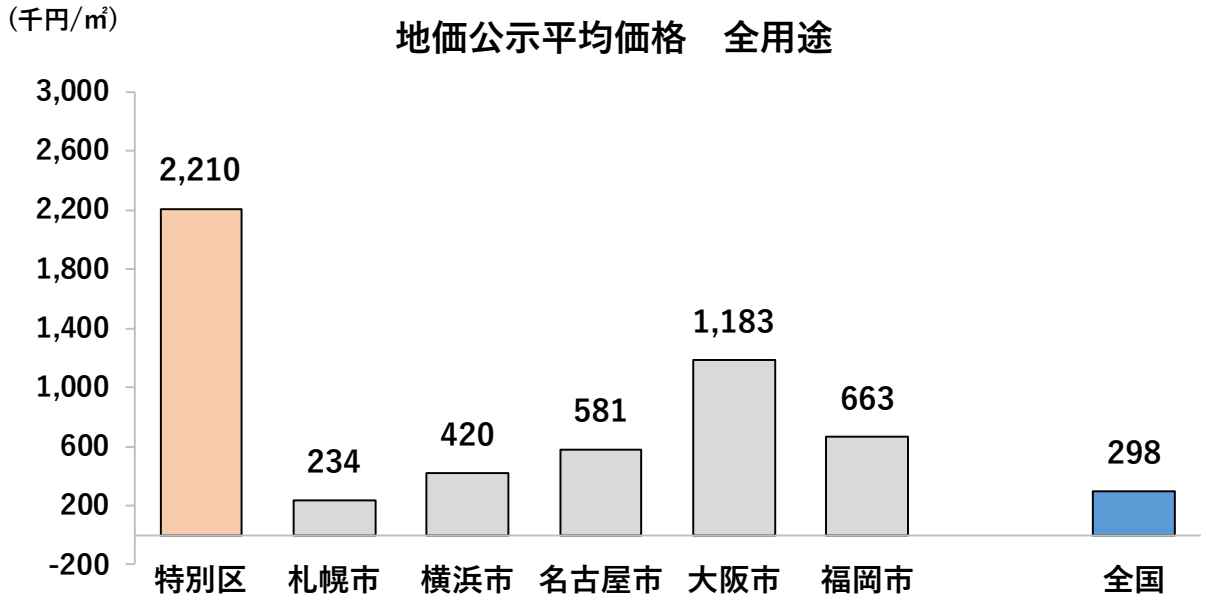
※内閣府「県民経済計算（平成 23 年度-令和 4 年度）（2008SNA、平成 27 年基準計数）」
（２．県内総生産（生産側、実質：連鎖方式）※支出側も同じ-平成 27 暦年連鎖価格-）を基に作成。

◆　特別区の公共施設用地取得単価の平均は、全国平均の約 107 倍

（公共施設用地取得単価）53.8 万円/㎡ ⇔ 全国平均　0.5 万円/㎡

※総務省「地方財政状況調査」（令和 6 年度普通会計決算）を基に算出。

◆　特別区の地価公示の平均価格は、全国平均の約 7.4 倍



※一般財団法人　土地情報センター「[地価公示]（令和 8 年）
『都道府県市区町村別・用途別』平均価格・対前年平均変動率」を基に作成。

5　今後も多くの財源が必要

5-1　人口動向による財政需要

（1）高齢者対策

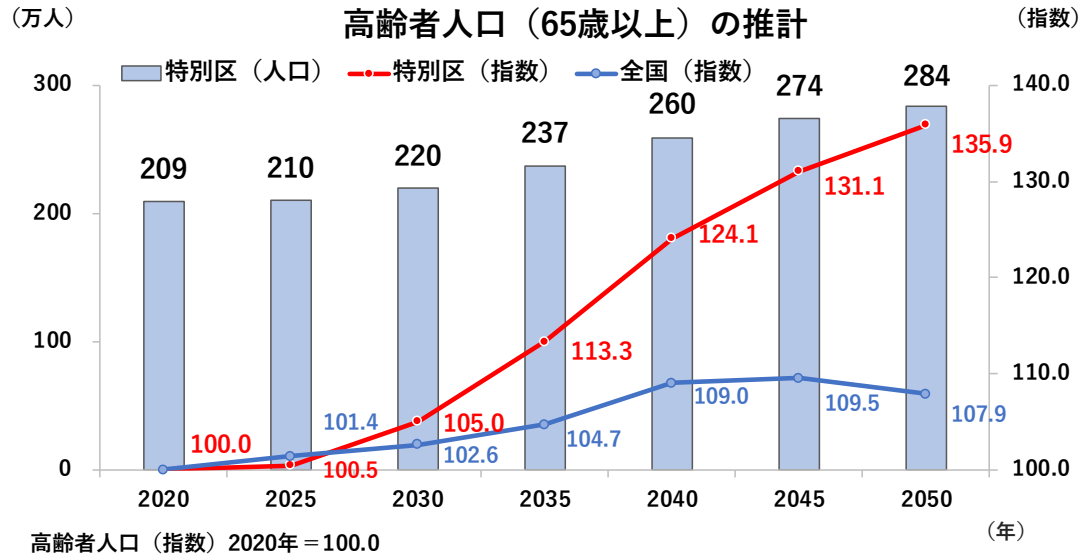
✓　将来推計では全国の高齢者人口の伸びが鈍化する中で、特別区の高齢者人口は急激に増加する見込みです。

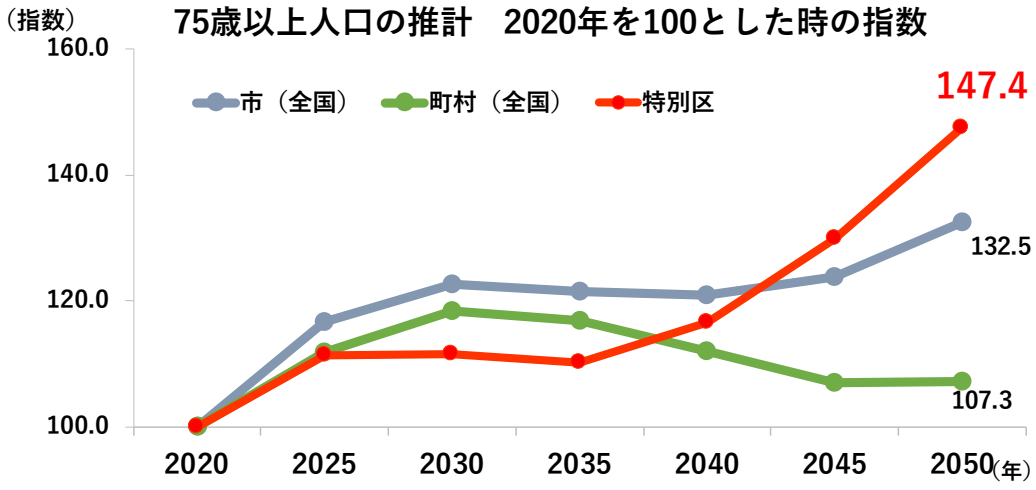
✓　特に、特別区においては、2040 年頃から、75 歳以上の高齢者が大幅に増加する見込みです。

✓　また、独居高齢者の割合が全国平均を上回っています。

✓　高齢者人口の急激な増加により、医療・介護費の増加に加え、介護入所施設の整備等、高齢者にかかる財政需要の大幅な増加が見込まれます。

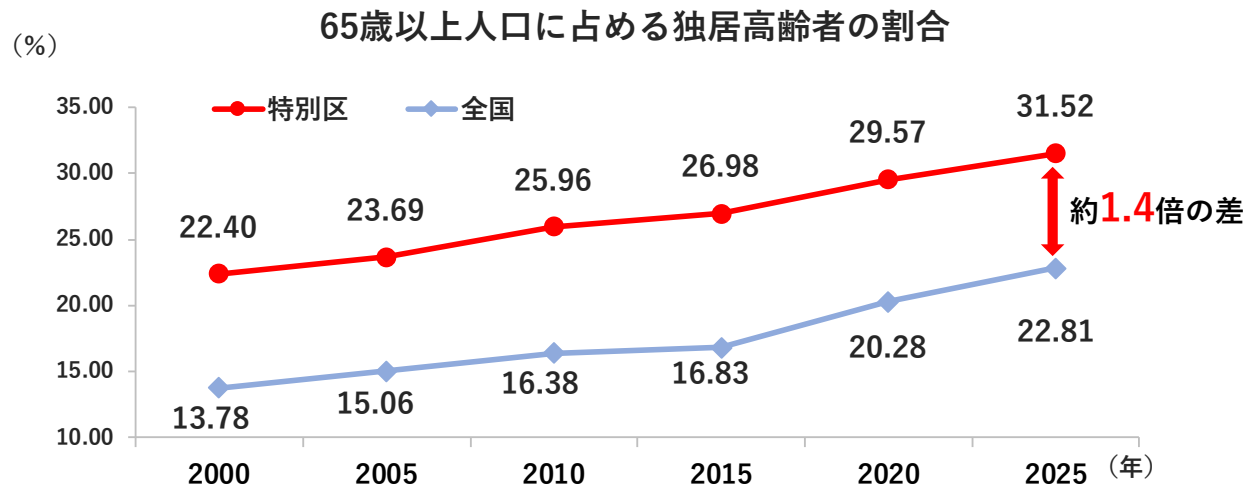
◆　急激な高齢化の進展により、特別区の高齢者人口は、今後 30 年間で 75 万人増加する見込み





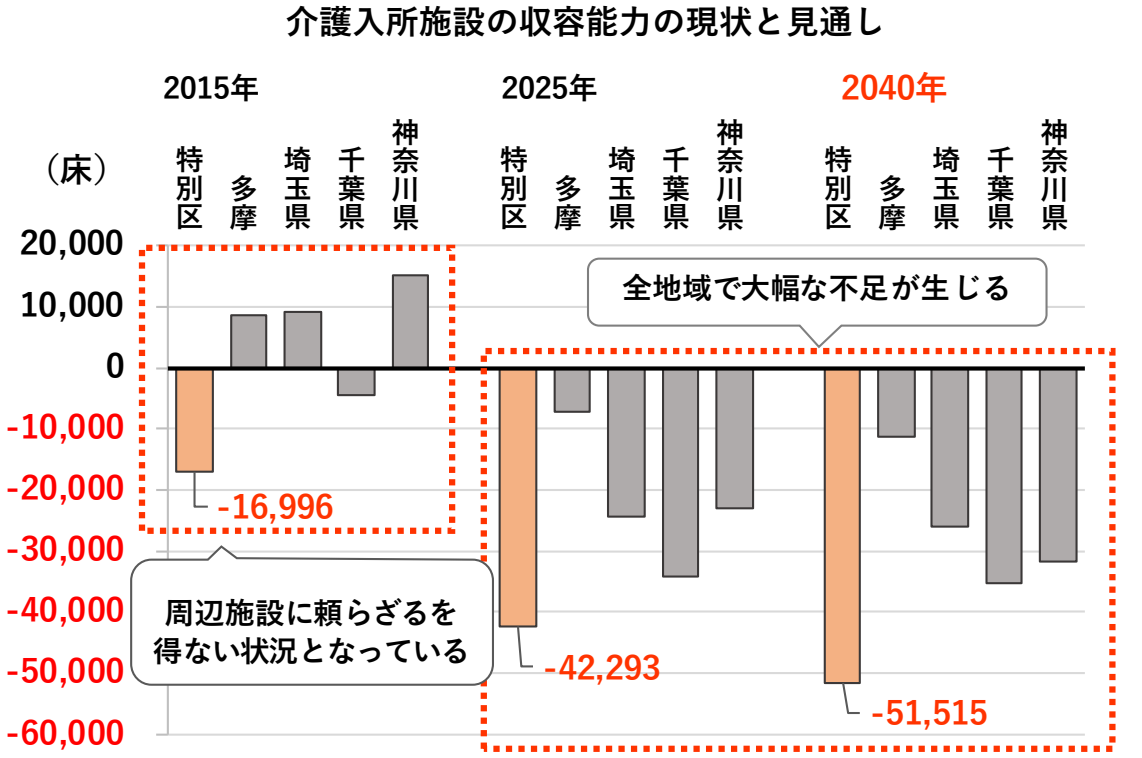
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」を基に作成。
※各年 10 月 1 日時点。2020 年は令和 2 年国勢調査による実績値。

◆　65 歳以上人口に占める独居（1 人暮らし）高齢者の割合は、全国と比べて約 1.4 倍



※各年の国勢調査を基に作成。

◆　介護入所施設等は、今後の高齢化の進展により隣接県等での需要も高まることから、特別区では更に不足する事態に



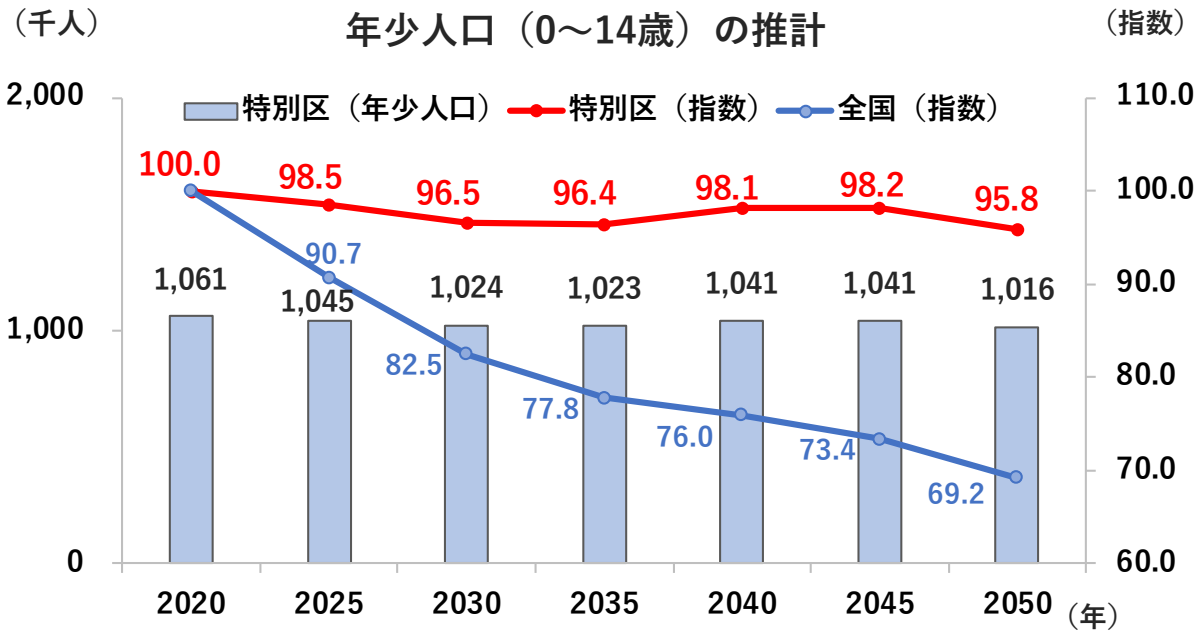
※日本創成会議「一都三県における介護施設の収容能力の現状と見通し」を基に作成。

2040 年に不足が見込まれる 51,515 床分の介護入所施設を整備する場合、約 3 兆円の経費が必要となります。

※不足が見込まれる介護入所施設整備に係る経費は、特別区長会事務局試算。

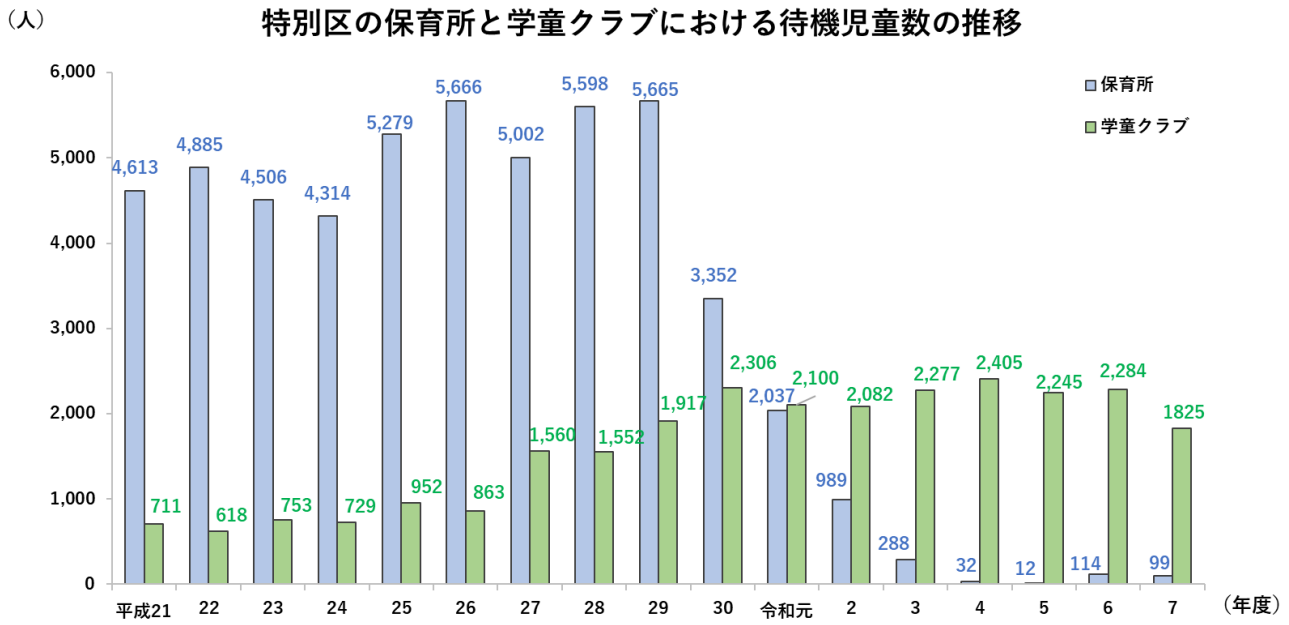
（2）子育て支援

- ✓　将来推計では、全国の年少人口は大幅に減少していく中、**特別区は子育て世帯の転入等の影響により、わずかな減少にとどまる**見込みです。
- ✓　人口減少に歯止めをかけ、今後の日本を支えていくためにも、待機児童対策等、多様な子育てニーズに対応した支援策の充実を図っていく必要があります。
- ✓　特別区は、保育所等の待機児童の解消に向け定員数を増やす等、待機児童対策の取り組みを精力的に進めています。
- ✓　この結果、保育所の待機児童数は大幅に減少しましたが、学童クラブの待機児童数は高止まりしており、令和７年５月現在で 1,825 人となっています。
- ✓ こうした背景等から、児童福祉費は毎年増加しており、今後も待機児童解消の着実な推進とともに、保育の質の確保・向上を図っていく必要があります。



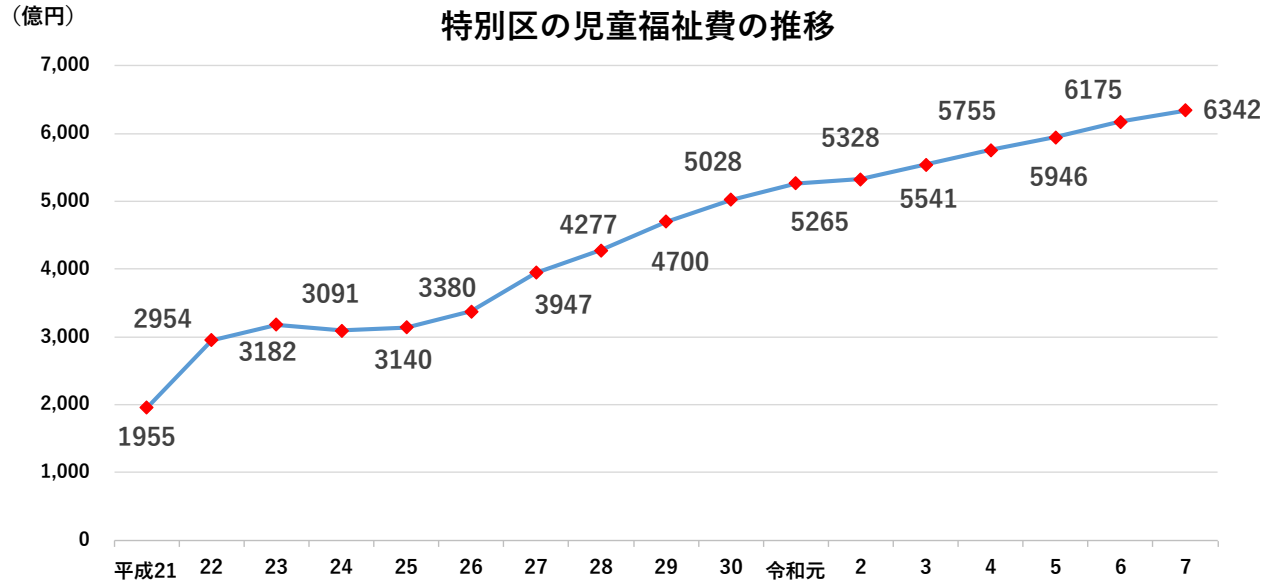
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」を基に作成。
※各年 10 月 1 日時点。2020 年は令和 2 年国勢調査による実績値。

◆　保育所の待機児童数は大幅に減少したが、学童クラブの待機児童数は高止まりしている



※保育所待機児童数は東京都福祉局「都内の保育サービスの状況について」を基に作成（各年度４月１日現在）。
※平成 21 年度から令和７年度までの学童クラブ待機児童数は東京都福祉局「東京の学童クラブ事業実施状況」を基に作成（各年度５月１日現在（令和２年のみ７月１日現在））。

◆　児童福祉費は毎年増加している



※東京都総務局「特別区決算状況」（普通会計決算）を基に作成（令和７年度は速報値）。

5-2　首都直下地震などへの備えに対する財政需要

（1）首都直下地震による被害想定

✓　首都直下地震発生時、最悪の場合、死者が 6,148 人、経済的被害が約 21.6 兆円に上ると想定されています。

✓　特別区においては、日本全体を支える首都機能を守るとともに、住む人・働く人・訪れる人の安全・安心を確保するため、首都直下地震への対応等、防災・減災対策が急務です。

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」
（令和 4 年 5 月 25 日公表）

1．地震の揺れによる被害

(1)揺れ・液状化等による全壊家屋：82,199 棟

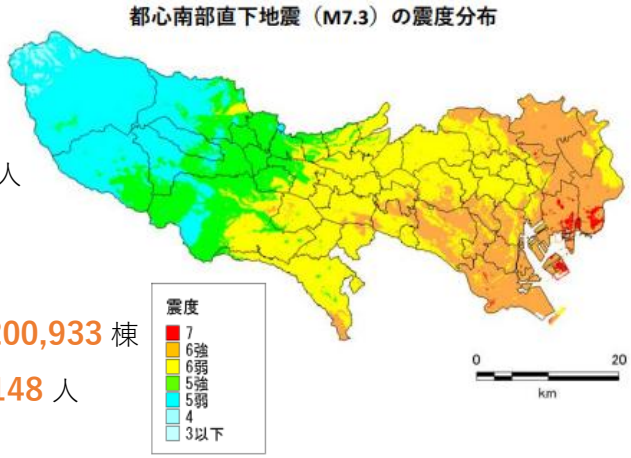
(2)建物倒壊による死者：3,666 人

(3)揺れによる建物被害に伴う負傷者：約 69,547 人

2．火災による被害

(1)焼失：118,734 棟、建物倒壊等と合わせると 200,933 棟

(2)死者：　2,482 人、建物倒壊等と合わせると 6,148 人



首都直下地震による経済的被害は、

○ 建物等の直接被害で、約 19 兆円、

○ ライフライン・インフラ等の被害で、約 2.6 兆円と想定

特別区においては、道路や公共施設の復旧、がれき処理、仮設住宅の設置等、多岐にわたる、緊急かつ不測の財政需要を抱えることとなります。

※都心南部直下地震の主な被害（冬 18 時、風速 8m/s）による想定を基に作成。

（2）避難者対応

✓　都の試算によれば、首都直下地震発生時の**避難者数は約 300 万人**に及び、特別区内に**約 1,500 か所の避難所**を確保する必要があります。

✓　このため、特別区では、区民が安全・安心な避難生活を送れるよう、避難所を運営するための救援物資の整備・更新に取り組んでいます。

	首都直下地震（想定） （冬18時　風速8m/s）	阪神・淡路大震災	東日本大震災
避難者数	2,993,713人	307,022人	386,739人

※東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和 4 年 5 月 25 日公表）、復興庁「避難所生活者・避難所数の推移」から数値を引用。

（3）帰宅困難者対策

✓　公共交通機関の運行停止により、自宅等への帰宅手段が閉ざされ、膨大な帰宅困難者が発生するため、受入施設の確保等が急務です。

✓　**約 1,230 万人の昼間人口**を抱える特別区では、帰宅困難者の受入態勢を準備する必要があります。

（都内の昼間人口の状況）

通勤・通学での特別区への
昼間流入人口と特別区民を合わせて

約 1,230 万人が特別区に

・区部への流入人口



※東京都総務局「令和 2 年国勢調査による 東京都の昼間人口（従業地・通学地による人口）」結果の概要から引用。

首都直下地震発生時、約 368 万人の帰宅困難者が発生（想定）

※東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和 4 年 5 月 25 日公表）から数値を引用。

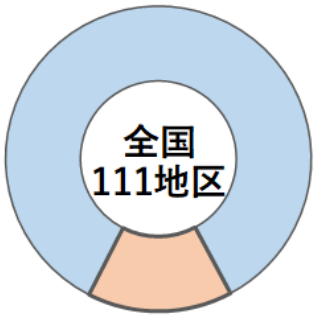
（4）災害に強いまちづくり

✓　特別区内には、木造住宅密集地域や老朽建築物等、防災上危険な地区が未だ残されており、早期の解消が必要です。

✓　また、都市防災機能向上のための公園等の整備は、区民の避難先としての活用に加え、首都機能や企業活動の早期復興・再開にも繋がります。

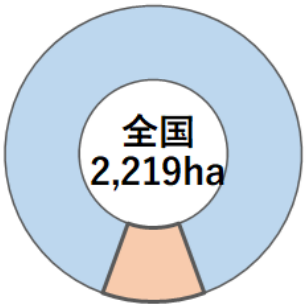
◆　大規模災害時に建物倒壊や焼失等大きな被害を引き起こす、著しく危険な木造住宅等は、特別区が全国の１割を占める

密集市街地　地区数



特別区 17地区

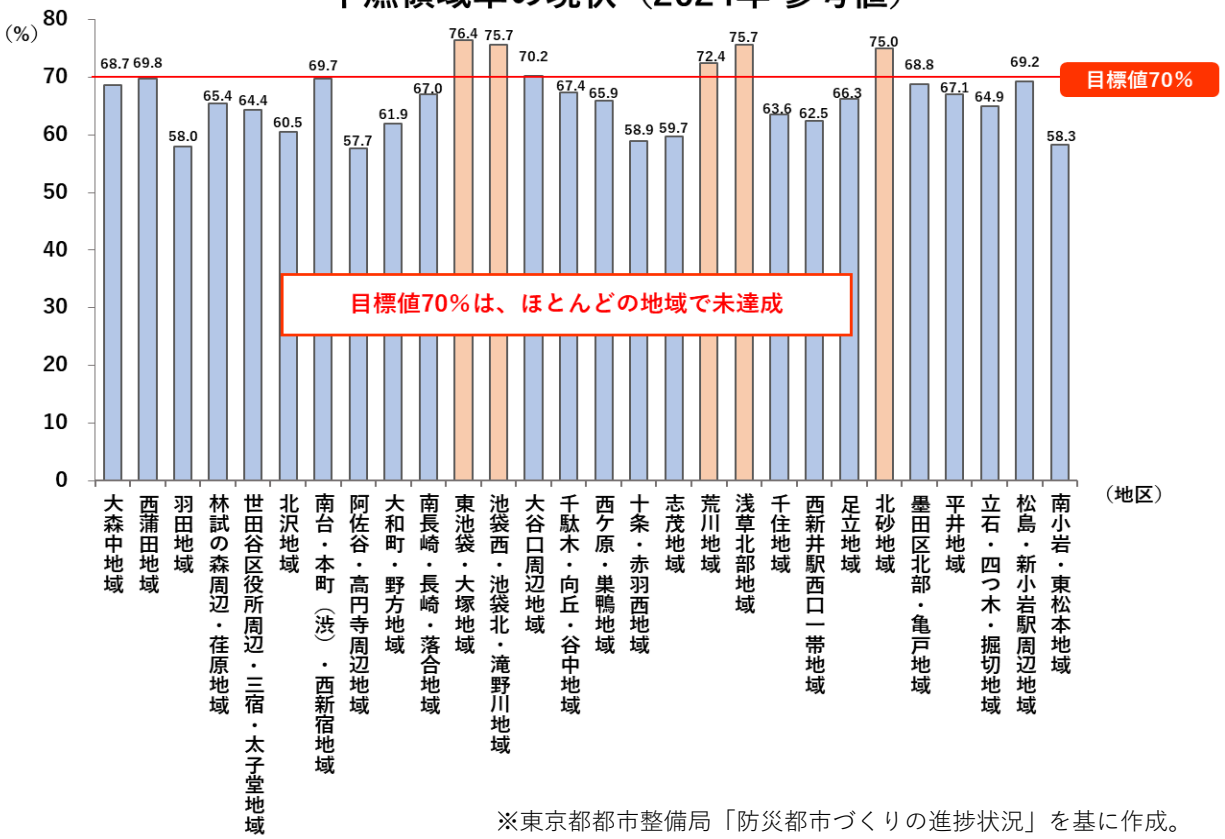
密集市街地　面積



特別区 247ha

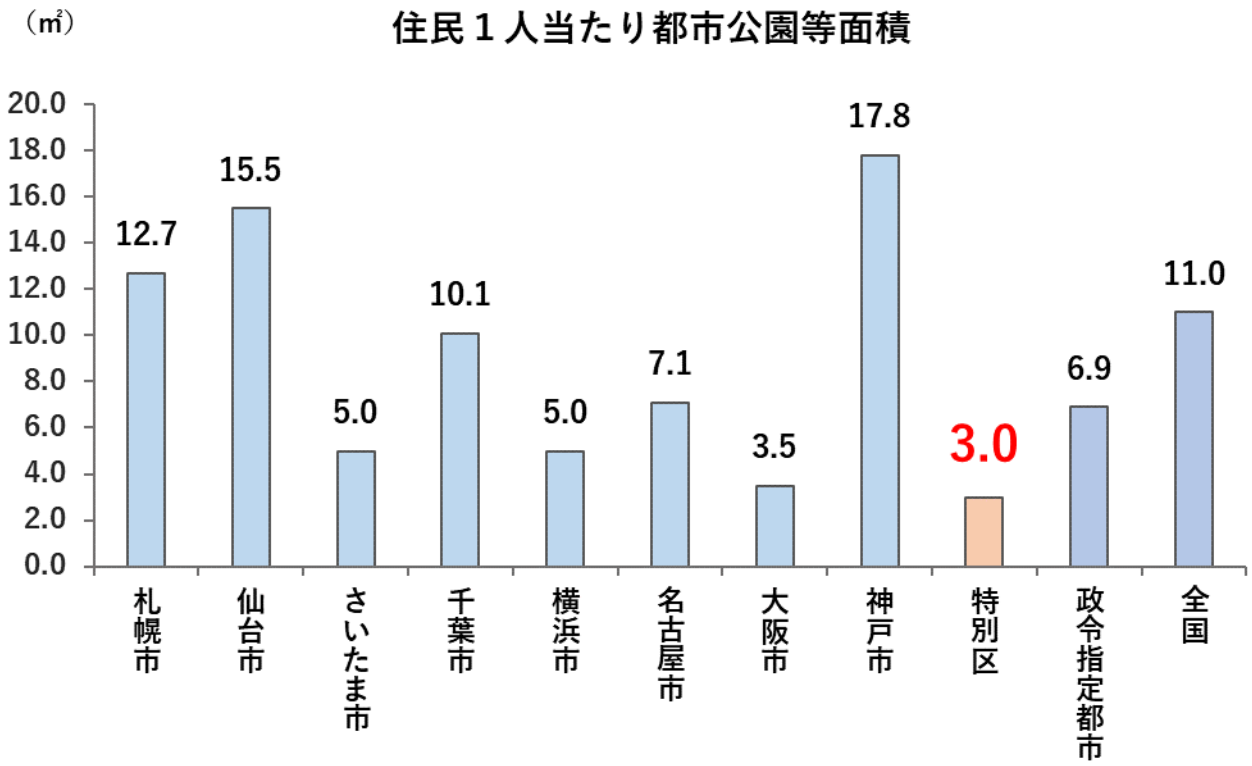
※国土交通省「地震時等に著しく危険な密集市街地について」を基に作成。

不燃領域率の現状（2024年 参考値）



※東京都都市整備局「防災都市づくりの進捗状況」を基に作成。

◆　特別区内では、大規模災害時の避難場所となる都市公園等が十分に確保できていない（住民１人当たり面積は全国平均の約 4 割）



※国土交通省「都市公園等整備状況（令和６年度末）」を基に作成。

◆　災害時の緊急輸送路としての役割も果たすこととなる特別区の都市計画道路の完成率は 67.7％であり、今後も整備を進めていくためには、約 5 兆円の費用が見込まれる

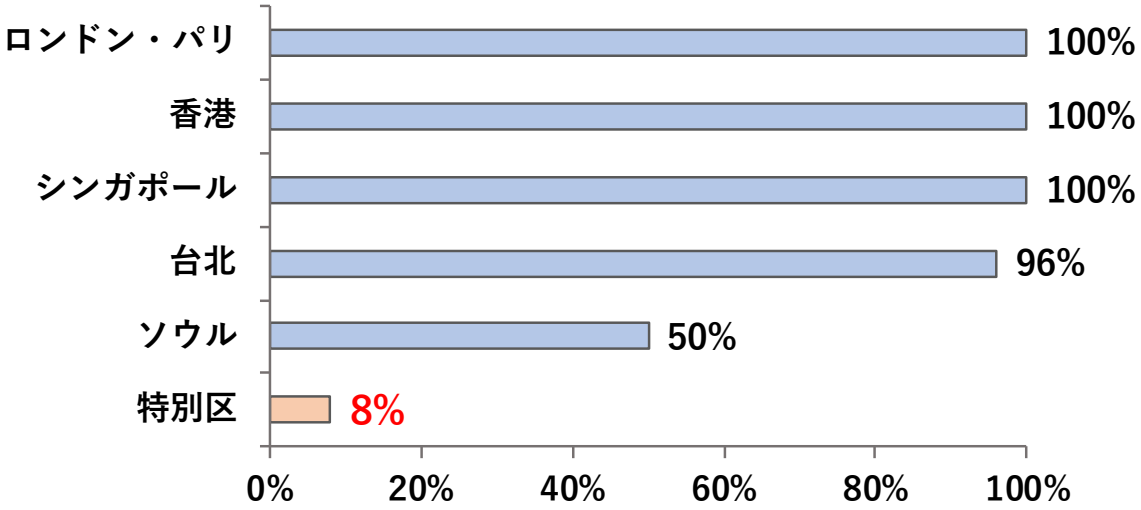
○　都市計画道路の整備状況

	区部	東京都
計画延長	1,766km	3,208km
完成延長	1,196km	2,108km
完成率	67.7%	65.7%
整備標準単価	90億円/km	—

※東京都都市整備局「都市計画道路現況調査（令和７年３月 31 日現在）」を基に作成。
※区部の整備標準単価は、特別区長会事務局試算。

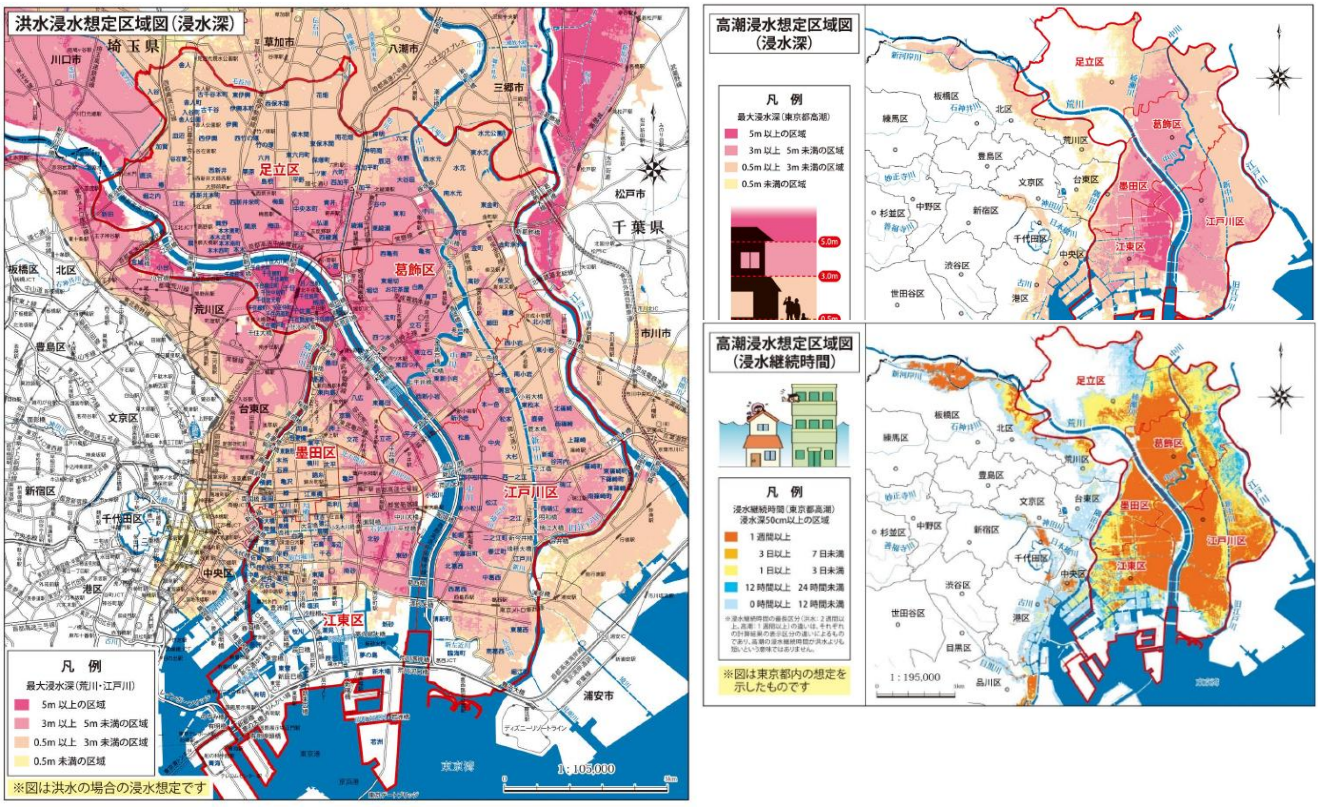
◆　特別区の無電柱化率 8 %は、欧米・アジアの主要都市と比べると低水準

欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



※国土交通省「無電柱化の整備状況（国内・海外）」を基に作成。

◆　多くの地域が満潮位以下のゼロメートル地帯である江東 5 区で、大規模水害が発生すれば、居住人口の 9 割以上である 250 万人に床上浸水被害の危険が及ぶ



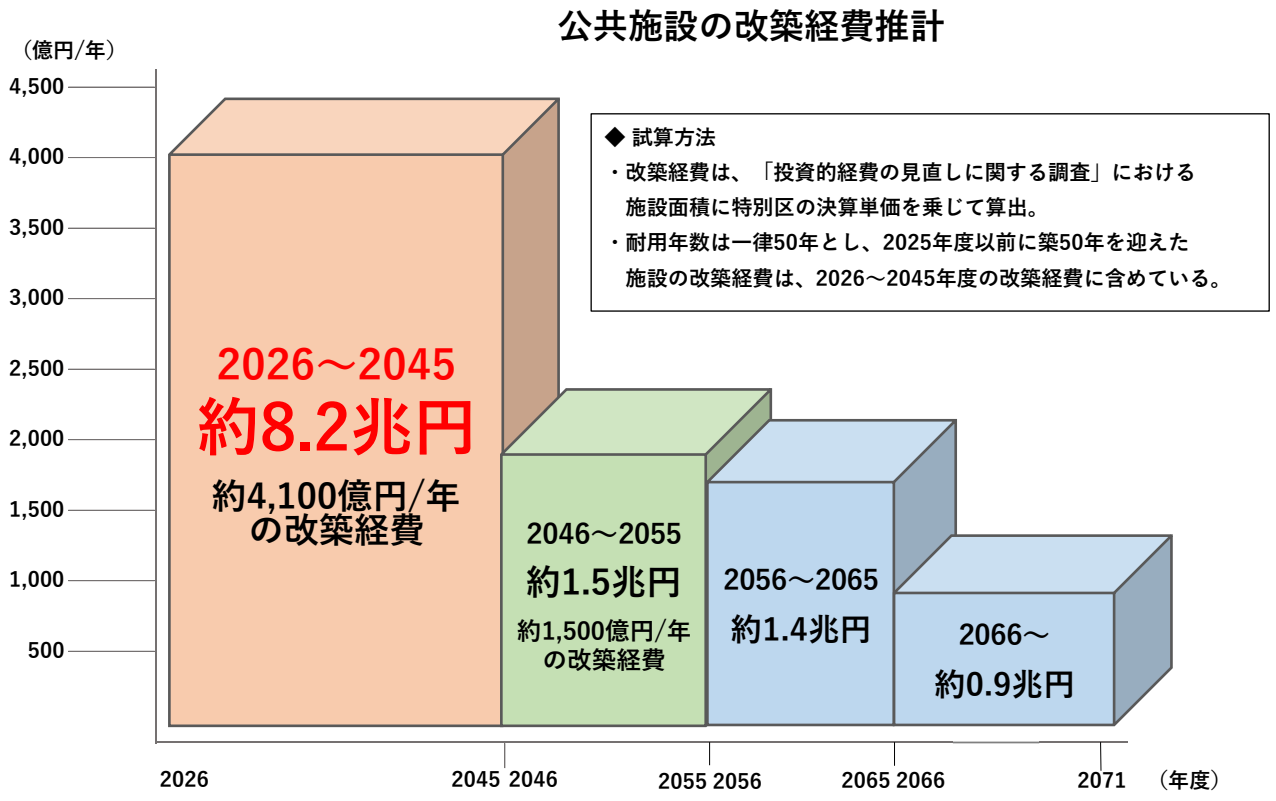
※江東 5 区広域避難推進協議会「江東 5 区大規模水害広域避難計画」及び「江東 5 区大規模水害ハザードマップ」より。

5-3　公共施設やインフラの更新による財政需要

✓　特別区は、高度経済成長期に集中的に整備した公共施設が、次々に改築時期を迎えています。

✓　特に小中学校では、築 45 年を超えた建物の面積が 5 割を超える等、全国と比べても老朽化が著しく進んでおり、防災の観点からも施設の老朽化対策は喫緊の課題となっています。

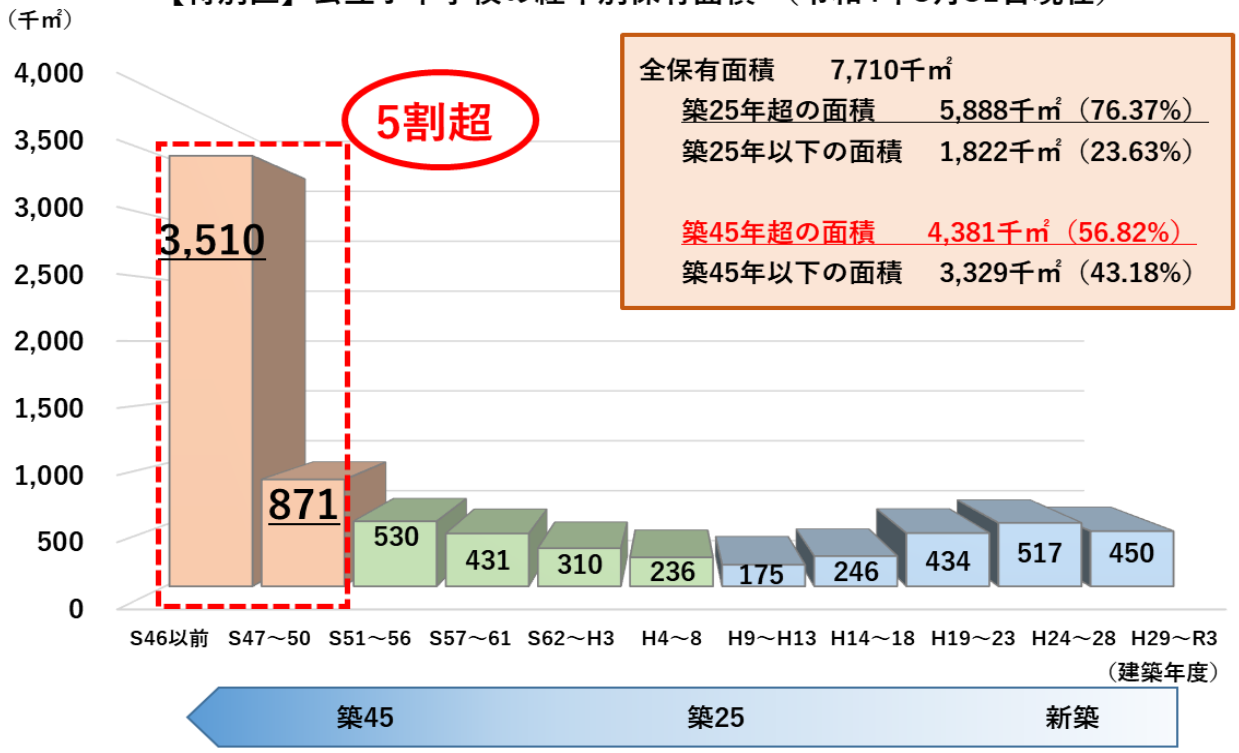
◆　特別区の公共施設は老朽化が進んでおり、2045 年度までに必要となる改築経費は約 8.2 兆円（約 4,100 億円/年）に及ぶ



※特別区長会事務局試算。

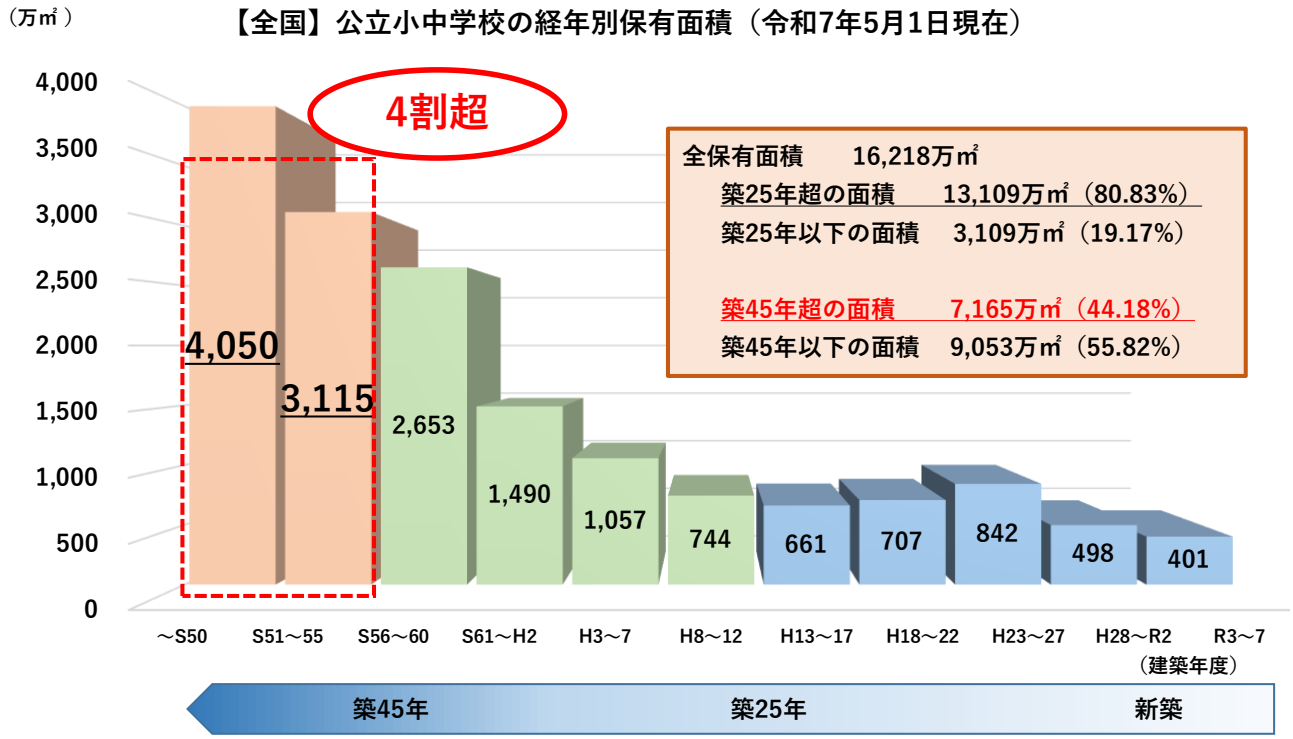
◆ 築 45 年を超える公立小中学校（保有面積）は、全国平均は 4 割超であるが、特別区では 5 割を超える

【特別区】公立小中学校の経年別保有面積 （令和4年3月31日現在）



※特別区長会事務局試算。なお、保有面積とは、当該学校の建物の面積から、「借用面積」、「一時的使用面積」及び「未取り壊し面積」を除き、「国庫負担等未完成面積」を加えたもの。

【全国】公立小中学校の経年別保有面積（令和7年5月1日現在）



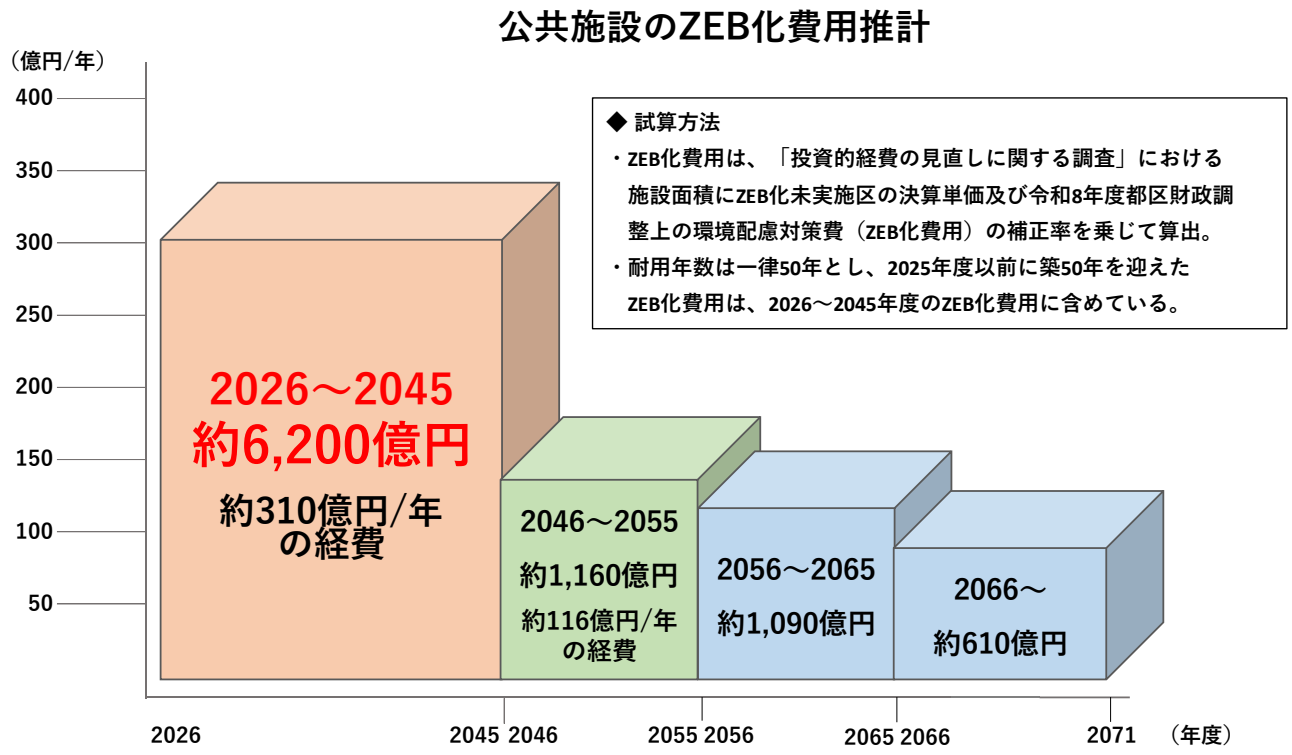
※文部科学省「令和 7 年度　文部科学白書」を基に作成。

◆　特別区長会では、脱炭素社会の実現を図るため、「2050 年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」（※１）を実施
　今後、脱炭素化を推進するため、再生可能エネルギー電力利用の推進や公共施設の ZEB（※２）化等の推進に要する経費がかかることが想定される

※1　特別区長会 HP：https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/sonota_kotsudo.html#R051017

※2　年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建物。

○　公共施設の ZEB 化による環境負荷低減に取り組んでおり、2045 年度までに必要となる経費は約 6,200 億円（約 310 億円/年）に及ぶ



※特別区長会事務局試算。

6　持続可能な行財政運営に向けて

6-1　将来需要等に対応するための基金活用

✓　特別区は、地方交付税の交付団体ではなく、また、景気変動の影響を受けやすい歳入構造であり、**景気後退による区税等の減収の際には、基金の取り崩し**により対応しなければならないため、基金を積み立てておく必要があります。

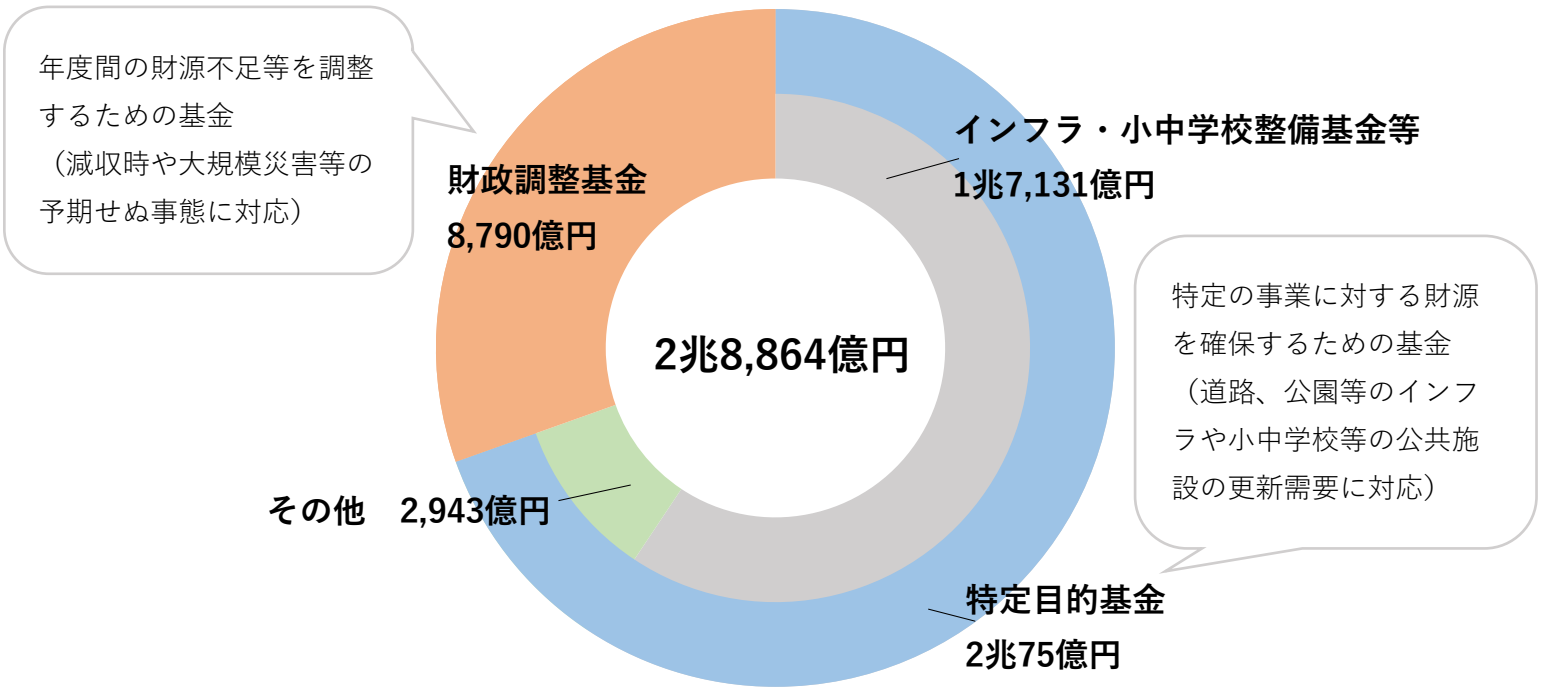
✓　また、**首都直下地震や大規模水害等の発生時**には、首都機能や社会経済活動の早期復旧・復興、区民生活の早期再建のため、**機動的な財政支出が必要となることから、相応の基金の確保は不可欠**です。

✓　さらに、小中学校をはじめとした**公共施設の改築（今後 20 年間で必要となる経費約 8.2 兆円）等、膨大な財政需要も抱えているため、それに対応する基金の確保も重要です**。

✓　近年の景気動向から、特別区の積立金現在高は増加傾向にありますが、中長期的な財政対応力を強化していくためにも、今後も引き続き、基金を計画的に活用していく必要があります。

◆　基金の多くは、道路、公園等のインフラや小中学校等、**将来の公共施設の更新需要に備えるための特定目的基金**

令和７年度末の積立金現在高



※東京都総務局「令和７年度特別区決算状況」を基に作成。

◆　特別区では、膨大な財政需要が見込まれるため、その対応には更なる基金の確保が必要

○　財政調整基金（減収時や大規模災害等の予期せぬ事態への備えが必要）

景気変動の影響を受けやすい歳入構造である中、一般の市町村とは違い、法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補塡債が発行できないため、年度途中の大幅な減収に備える必要があります。また、首都直下地震等の災害復旧においては、膨大な行政対応経費が発生するため、相応の財政調整基金の確保が不可欠です。

○　特定目的基金（一定規模の事業を計画的に進めるための資金が必要）

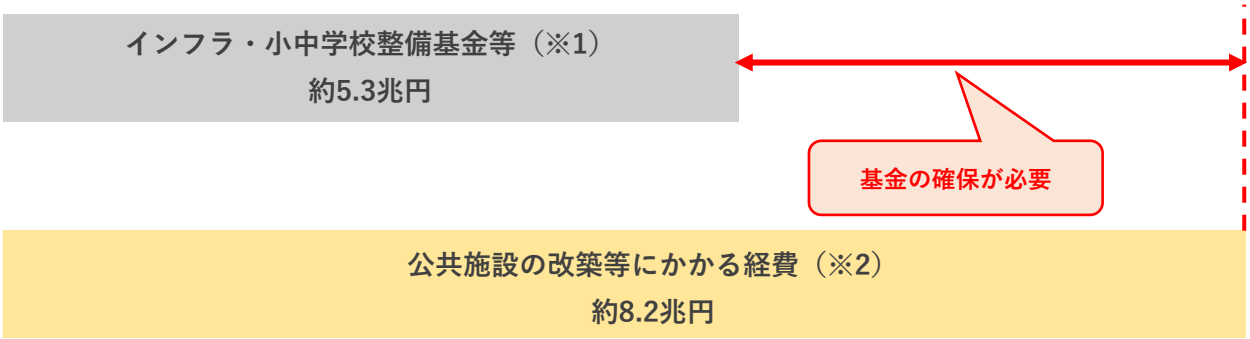
現状、小中学校 1 校当たりの改築単価は、13 年間で約 3 倍上昇しており、対応に苦慮しています。長引く物価高騰のほか、先行き不透明な社会情勢から、今後もこうした状況に拍車がかかる可能性があります。

（学校改築単価）平成 25 年度：約 20 億円/校　⇒　令和 8 年度：約 55 億円/校

※特別区長会事務局試算。

・今後 20 年間のインフラ・小中学校整備基金等について、現在のペースで積み立てたとしても、公共施設の改築等にかかる経費に不足が生じます。

今後20年間のインフラ・小中学校整備基金等と公共施設の改築等にかかる経費



※1 基金については、平成 3 年度から令和 7 年度末までの対前年増減率の平均を用いて特別区長会事務局にて試算。

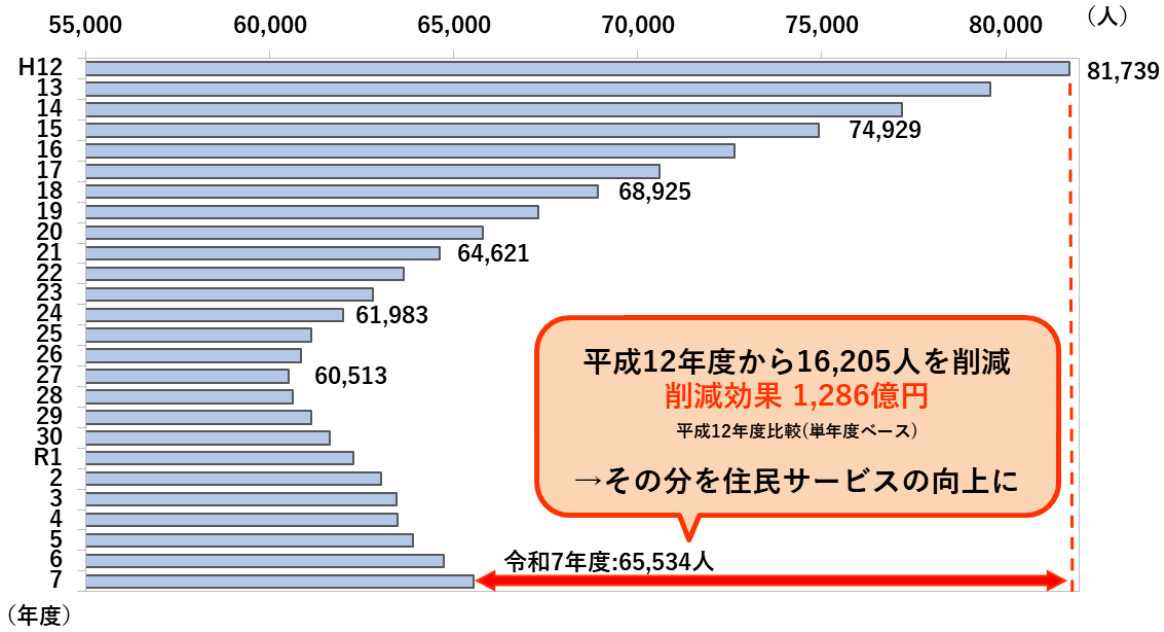
※2 詳細は P35。

6-2　徹底した行財政改革の推進

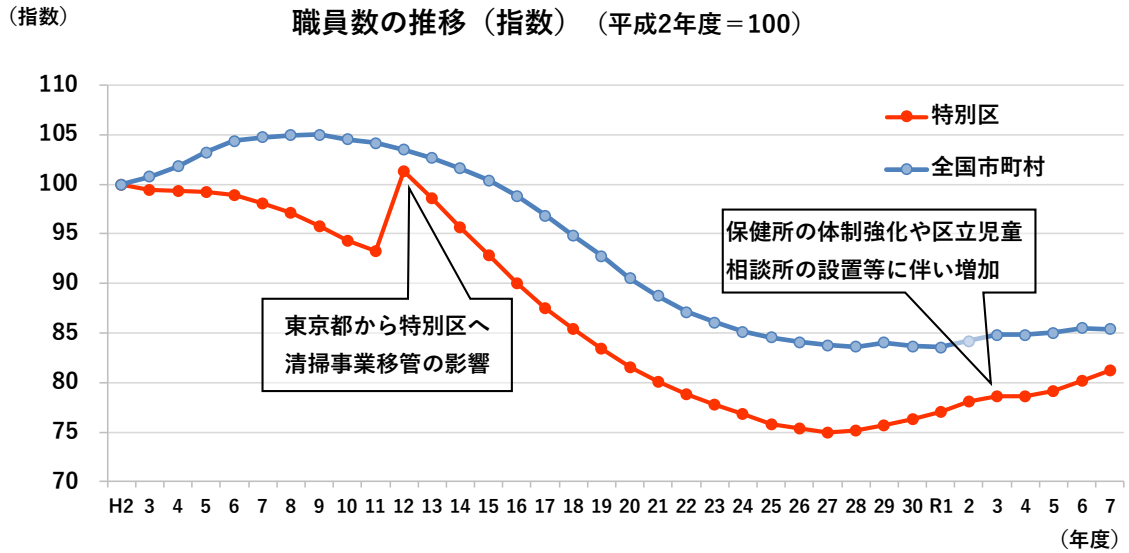
✓　特別区は、早くから行財政改革に着手し、全国を上回るペースで職員数を削減してきました。この結果、平成 12 年度からの 25 年間で、**職員数を約 19%削減**しています。

✓　行財政改革により捻出した財源は、子育て支援施策等、特別区を取り巻く様々な課題に対応するための施策に活用し、区民サービスの向上に役立てています。

職員数の推移と削減による効果

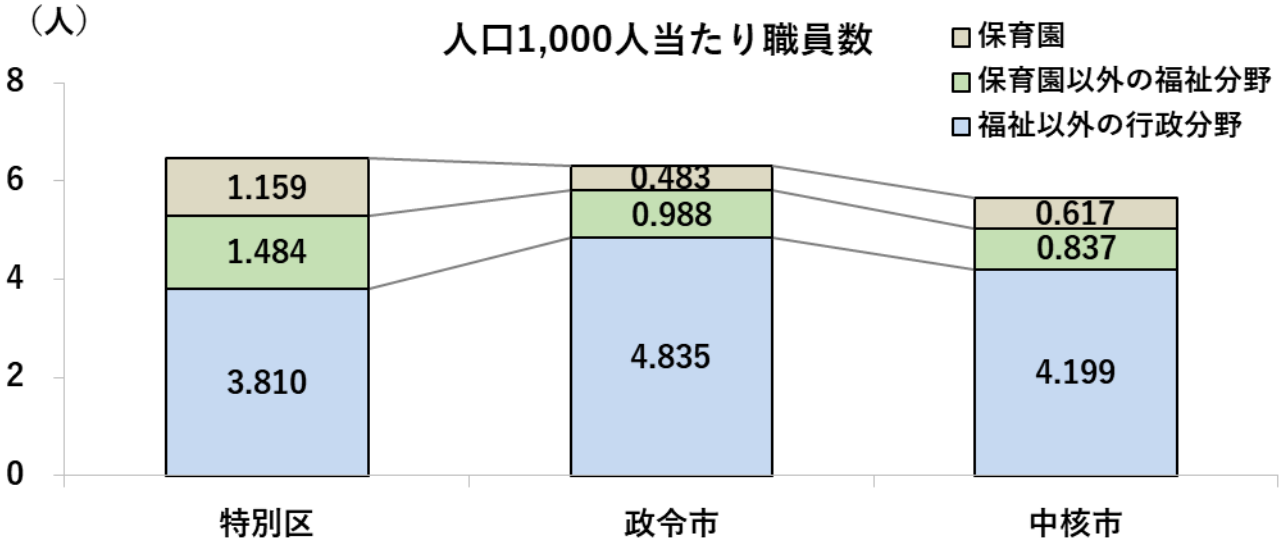


職員数の推移（指数）（平成2年度＝100）



※総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に作成。

◆　特別区では、保育園や生活保護等、福祉分野に重点的に職員を配置する一方、福祉以外の行政分野は他の政令市等より少ない人員で対応



※総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に作成。
※職員数は、普通会計職員数から消防部門職員数を除いたもの。また、政令市の職員数は、都道府県から政令市に移譲された県費負担教職員数を除いたもの。
※職員数は令和７年４月１日現在、人口は令和７年１月１日現在。